

令和2年千代田区議会第3回定例会議事速記録（第1450号）《未定稿》

◎日 時 令和2年9月17日（木）午後1時

◎場 所 千代田区議会議事堂

◎出席議員（25人）

1番	小野	なりこ	議員
2番	岩佐	りょう子	議員
3番	長谷川	みえこ	議員
4番	小枝	すみ子	議員
5番	秋谷	こうき	議員
6番	岩田	かずひと	議員
7番	小林	たかや	議員
8番	うがい	友義	議員
9番	西岡	めぐみ	議員
10番	飯島	和子	議員
11番	牛尾	こうじろう	議員
12番	木村	正明	議員
13番	池田	ともり	議員
14番	山田	丈夫	議員
15番	永田	壮一	議員
16番	内田	直之	議員
17番	たかざわ	秀行	議員
18番	はやお	恭一	議員
19番	米田	かずや	議員
20番	大串	ひろやす	議員
21番	林	則行	議員
22番	嶋崎	秀彦	議員
23番	河合	良郎	議員
24番	桜井	ただし	議員
25番	小林	やすお	議員

◎欠席議員

なし

◎出席説明員

区 長	石川 雅己 君
副 区 長	山口 正紀 君
保健福祉部長	歌川 さとみ 君

地域保健担当部長 千代田保健所長	原 田 美江子 君
地域振興部長	村 木 久 人 君
環境まちづくり部長	小 川 賢 太 郎 君
計画担当部長	印出井 一 美 君
まちづくり担当部長	加 島 津世志 君
政策経営部長	細 越 正 明 君
財産管理担当部長	大 森 幹 夫 君
行政管理担当部長	古 田 毅 君
総務課長	中 田 治 子 君

(教育委員会)

教 育 長	坂 田 融 朗 君
教育担当部長	佐 藤 尚 久 君

◎区議会事務局職員

事 務 局 長	吉 村 以津己 君
事務局次長	小 玉 伸 一 君
議事担当係長	桐 谷 孝 行 君
議事担当係長	吉 田 匡 令 君
議事担当係長	石 井 妙 子 君
議事担当係長	後 藤 飛 超 君

午後1時00分 開議

○議長（小林たかや議員） ただいまから令和2年第3回千代田区議会定例会継続会を開会します。

昨日に引き続き一般質問を続けます。

初めに、16番内田直之議員。

〔内田直之議員登壇〕

○16番（内田直之議員） 千代田区議会自由民主党の一員として一般質問を行います。

私たちは新型コロナウイルスの感染拡大によって外出自粛などの行動が制限される中、ライフスタイルや価値観の大きな変化に直面しました。働き方や暮らし方など、日常生活には様々な変化がもたらされました。一方、中止となっていたイベントは少しずつ再開されてきましたが、健全に人として生きていく上で、音楽やスポーツがとても大切であることを改めて実感しました。

（スクリーンを資料画面に切替え）このコロナショックは、ワクチンや抗ウイルス剤の開発、集団免疫力の形成などにより、いずれは収束しますが、長期化は避けられず、コロナとの共生が必要です。この共生する時代で確実なことは、デジタル技術やネットワーク技術が飛躍的に進歩・普及することです。企業だけではなく、医療、介護、教育、行政サービスなど、幅広い分野で加速していくと思われまます。（スクリーンを元に戻す）

今回は、コロナとの共生を背景に、2分野、6項目について質問いたします。（スクリーンを資料画面に切替え）

初めに、都市計画マスタープランは、都市計画法に基づき、区が定める都市計画に関する基本的な方針であり、まちづくりの将来ビジョンを示し、あるべき市街地像や課題に応じた整備方針、地域の生活、経済活動を支える土地利用の在り方や施設整備の方向性について総合的に定めるものです。

平成10年に策定されたマスタープランは「歴史に育まれた豊かな都心環境を次世代に継承し、世界の人に愛されるまち千代田」を基本理念とし、特に定住人口の回復を主点にまちづくりに取り組んできたことと承知しています。今回の改定では、これまでのまちづくりの成果・課題を踏まえつつ、江戸を起点とする千代田の魅力・価値と可能性を改めて見直し、人口動向や首都直下地震等の大規模災害リスクなど、多様な環境変化に対応するため、まちづくりのたゆまぬ進化を目指すものと認識しています。（スクリーンを元に戻す）

それでは、質問いたします。新型コロナウイルスの感染拡大により、世界の在り方は大きく変わりました。コロナと共生したまちづくりへの転換が必要です。ニューノーマルが求められ、新たに配慮すべき課題が顕在化した中で、改定中の都市計画マスタープランは見直すべきと考えまます。見解をお聞かせください。

次に、都市計画マスタープランは長期的視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けて大きな道筋を明らかにするものであり、住民、企業、行政など、多様な主体がまちづくりの方向性を共有し、連携・協働しながら主体的に取り組を進めていく際の方針となります。

区はこれまで、マスタープランを具現化するため、地区計画制度を活用して地区の課題を共有

し、地区の将来像、まちづくりの方向性とルールを定め、地域特性に応じたまちづくりを推進してきました。（スクリーンを資料画面に切替え）これまでの防災対策、環境配慮、ユニバーサルデザインに加え、感染症対策やデジタル化への取組も急務であり、こうしたニーズを踏まえ都市計画マスタープランは改定されるのですから、当然この方針を具現化する地区計画にも必要に応じた見直しが求められます。また、地区計画は多様な主体がまちづくりの方向性を共有することから、その実現に向けた取組が始まるのであれば、最も重要となるのは計画の策定段階における合意形成です。一方、それぞれの地域には多様な意見があり、合意形成は極めて困難なケースもありそうです。（スクリーンを元に戻す）

それでは、質問いたします。千代田区におけるまちづくりの最上位計画である都市計画マスタープランが改定された場合、地区計画の見直しも必要となります。地区計画の策定や方向性をどのように示されるのでしょうか。その際、地域における合意形成も大変重要となります。見解をお聞かせください。

次に、区長の任期に関連して質問いたします。

都市計画マスタープランの改定スケジュールですが、10月に改定素案の公表、11月に意見聴取及び意見交換会の開催、12月に改定案の答申となり、令和3年3月に改定・公表される予定です。一方、ご案内のとおり、千代田区長選挙が1月31日に予定されています。場合によっては区政運営の基本方針の見直しも想定される中、重要なビジョンとの整合をどのように図っていくのでしょうか。

それでは、質問いたします。区長の任期が迫ってきました。都市計画マスタープランは、千代田区の将来像を示すものであり、区政にとっては大変重要なビジョンとなります。今後、例えば区長が代われ、基本構想が方針転換した場合、都市計画マスタープランは大幅な見直しとなるのでしょうか、できれば区長の見解をお聞かせください。（スクリーンを資料画面に切替え）

次に、**低未利用施設**について質問いたします。

令和2年8月現在、区の低未利用施設は15施設であり、小川広場など、更地となっている施設が6か所、建物が残されている施設が9か所となっています。敷地面積は合計4万7,819平米にも及び東京ドームよりも大きな面積となっています。地価公示価格の千代田区平均である627万円/平米で試算すると、区内の敷地だけで何と1,500億円にも及びます。実勢価格はそれ以上であり、区民サービスにおいて莫大な機会損失を招いていることとなります。さらに、維持管理費として、令和2年度予算では約1億550万円、有効に活用されている旧九段中学校や旧練成中学校を除いても、約5,800万円もの無駄な財源が費やされています。

私は、第1回定例会にて同様の質問を行いました。その際、地価の高い本区において、区有施設は常に有効な活用が求められているが、十分な活用が図られていない施設がある。有効活用に向けた議論を深めていくことが求められているとのご答弁を頂きました。旧高齢者センターや旧千代田保健所は福祉施設として用途が決定している一方、近い将来移転後の万世橋出張所や旧区立外神田住宅など、新たに低未利用になりそうな施設も散見されます。（スクリーンを元に戻す）

それでは、質問いたします。都心に位置し多様な機能が高度に集積した地域にもかかわらず、

千代田区では低未利用施設が長年放置されています。有効活用に向けた議論が区に求められているとのご答弁から約8か月が経過しました。その際、庁内でどのような議論がなされたのか、具体的にお答えください。

最後に、国立成育医療研究センターが子ども・保護者約6,700名を対象に行った「コロナ×子どもアンケート調査」では、子どもたちの72%に何らかのストレス反応、症状が見られたと報告しています。また、別の子ども生活調査では、昨年と比べ、67%が屋外で遊ぶ時間が減少したと伝えています。

ここで、区内のあるスポーツクラブの例をご紹介します。小学生クラスでは、コロナショック前までは全ての学年が1か所で練習を行っていましたが、コロナ禍では密な状況避けるために、学年ごとや2学年ごとに分かれて練習を行っています。それだけでも3倍から6倍の空間や時間が必要となります。区は休校中にふじみ子どもひろばや小川広場、旧今川中学校を開放し、子どもたちの遊び場を提供されていたことには大変感謝しています。一方、地域のスポーツクラブでは、コロナショック前の活動場所すら確保できず、子どもたちの参加機会の削減や時間の短縮によって対応せざるを得ない状況が続いています。有効利用されている低未利用施設もありますが、いま一度詳細に見直せば利用できる空間や時間は数多く残っていそうです。大きな空間でなくても屋外でなくてもいろいろと工夫はできるはずです。所管部署が多岐にわたりそうですが、ぜひ、縦割り110番に通報されないよう、関係部署共同で至急議論していただきたいと思えます。

それでは、質問いたします。千代田区にある低未利用区有施設には多くの可能性があります。方向性が決まるまで、コロナ感染症対策とした暫定利用と明確に位置づけ、子どもたちのスポーツや遊びの場としての有効活用をご提案いたします。見解をお聞かせください。

以上、区長並びに関係理事者のお考えを伺い、一般質問を終了いたします。ありがとうございました。（拍手）

〔計画担当部長印出井一美君登壇〕

**○計画担当部長（印出井一美君）** 内田議員の都市計画マスタープランの改定に関するご質問にお答えいたします。

初めに、新型コロナ危機を踏まえた見直しの必要性についてですが、新型コロナ感染症の蔓延は人の生命、健康を脅かし、人々の意識や行動様式のみならず経済社会の在り方など、多方面にその影響を及ぼしており、その収束においても、家庭やオフィス、商業施設や公共交通機関など、都市活動の様々な場面で、議員ご指摘のとおり、いわゆるニューノーマルへの移行が求められるものと認識をしております。

都市計画マスタープランの改定の検討につきましては、策定後20年間における人、土地、建物利用をはじめ、都市を取り巻く内外の環境変化を分析するとともに、都市づくりの成果検証を行い、区議会、区民、地権者等のご意見も賜りながら都市計画審議会を中心に議論をしてまいりました。しかしながら、議員に先ほどご指摘いただきましたとおり、今般の新型コロナ危機を契機に、改めてウィズコロナ、アフターコロナの都心のまちづくりに向けて必要な検討を行ってま

います。

既に一部都市計画、環境・エネルギー、都市緑化、景観や文化、教育、防災など、様々な分野の有識者に追加のヒアリングを始めたところであり、また、東京都や国においても、都市機能の集積など、広域的な観点を中心に議論がなされております。これらも参考にして検討を進めてまいります。

次に、マスタープラン改定を踏まえた地区計画の見直しについてでございますけれども、都市は固定的なものではなく、社会経済の変化の中で1日もとどまることなく動いております。もちろん長期的な視点は必要でございますが、目指すべき都市像や都市の課題、求められる都市機能などが変化すれば、それに対応して地区計画をはじめとした都市計画も変更すべきであるというふうに認識をしております。千代田区では、これまでマスタープランを具現化する手法として地区計画を活用し地域のまちづくりに取り組んでまいりました。現時点で38か所、約500ヘクタール、皇居周辺を除くおよそ6割の地域においてきめ細かく地区計画を定めておりますが、今般のマスタープランの改定を踏まえ、地区計画の見直し方針の明確化について検討をしております。

次に、基本構想と都市計画マスタープランの整合性についてですが、マスタープランは都市計画法におきまして、基本構想や東京都の都市計画区域マスタープランに即して定めるものとされてございます。したがって、基本構想が変われば、それに対応して必要な見直しを行っていくというふうに認識をしております。

〔まちづくり担当部長加島津世志君登壇〕

**〇まちづくり担当部長（加島津世志君）** 内田議員の地区計画見直しに関する合意形成についてのご質問にお答えさせていただきます。

本区で制定されている地区計画は大きく分けて3つございます。大きな開発が伴うところに対して、一定のまちの将来像を描きながら建築物の制限をかけるとともに、道路や広場、その他の公共空地を公共施設や地区施設として位置づける地区計画。壁面後退に伴い道路斜線制限緩和と、住宅用途の容積率割増しを行い、住宅を誘導しながら、建て替えを行いやすくしたまち並み誘導と用途別容積を組み合わせた千代田区型の地区計画。もう一つは、建物の形態意匠などを制限する規制型の地区計画です。

地区計画は、土地や建物の規制が強化されることから権利者へ大きな制約がかかるため、区では、都市計画手続に入る前の意見交換を丁寧に行ってまいりました。手続に関しては都市計画法第16条第2項に地区計画案の作成手続に関して条例を設ける規定があり、本区の条例においては説明会の開催を行うこととなっております。その後、17条における都市計画図書の縦覧を行い、関係権利者の方々に意見を求めながら制定してまいりました。マスタープランの改定後は、改定内容を具現化するため、地域特性を踏まえた地区計画見直し等の方針を明確化し、それに基づき変更や決定に向けて合意に取り組んでまいります。

変更については、各地区ごとに検討をしておりますが、地区計画の類型や共通する課題状況に応じて複数の地区を一体として検討することも考えられます。いずれにいたしましても、先ほ

どご説明した、事前の意見交換会や都市計画法第16条、17条による関係権利者への説明において丁寧な説明を行いながら進めていく必要があると考えます。

また、議員ご指摘のように、地区計画の変更決定については多様な考え方があり、関係者全員が合意に至ることが難しい場面もございます。そのような場合には、地区の環境や課題の変化、新たな土地利用の在り方などについて、分かりやすいデータ等を示すとともに、意見交換の手法も工夫し、継続してご理解いただくよう努めながら、地区計画の変更や決定に向けた手続を鋭意進めていきたいと考えております。

〔財産管理担当部長大森幹夫君登壇〕

○財産管理担当部長（大森幹夫君） 内田議員の低未利用区有施設の有効活用に関するご質問にお答えいたします。

まず、庁内の議論についてでございますが、施設の有効活用に向けた議論を進めるためには、既存施設の建て替えや大規模改修を控えている施設の状況を踏まえつつ、低未利用地の利活用も含めた整理が必要だと考えております。現在、中長期的、全庁的な観点から区有地等の活用方針を検討する区有地等活用検討会において、こうした整理を含めた公共施設整備の方針の議論を進めているところです。今後、検討内容を適宜議会にお示しし、ご意見を伺いながら方針の策定を進めてまいります。

次に、有効活用のご提案についてですが、都心の貴重な空間は僅かな時間であっても無駄にはできないとのご指摘にもあるとおり、区内いずれの低未利用地も現状は何らかの暫定利用をしております。一定の活用が図られているものと認識しております。例えば、富士見二丁目広場や飯田橋三丁目広場などは、開発の方向性が決まるまでの暫定利用という議員のご指摘にあったように、まさしく再開発事業施行までの間の暫定利用ではありますが、とりわけ子どもたちを中心とした周辺地域の皆様にご利用していただく広場として整備し運用することで、貴重な区有地の有効活用を図っているところです。

一方で、利用できる空間や時間がないか、あるならば子どもたちのスポーツや遊びの場として有効活用できないかということについては、ご指摘いただいたように、そうした事業や財産を所管する関係部署が協働で議論して、縦割り110番の対象とならないように、しっかりと取り組んでまいります。

○議長（小林たかや議員） 次に、8番うがい友義議員。

〔うがい友義議員登壇〕

○8番（うがい友義議員） 令和2年第3回区議会定例会に当たり、自由民主党議員団の一員として一般質問いたします。

今回は、**住み続けられる千代田に直結する若い世代の雇用問題**について質問いたします。

平成31年第1回の定例会におきまして、大坂隆洋議員がロスジェネレーションの問題を取り上げられました。バブル崩壊後から約10年間のうちに就職活動を行った世代、いわゆるロスジェネ世代は幾つもの課題を抱えていると言われております。内閣府のホームページでも確認できますが、ロスジェネ世代で見られた低賃金や不安定な雇用形態は結婚や出産についても影響し、

全世代の中でも最も未婚率が高いというふうにも言われています。経済的な理由や結果的に孤立を抱えるとなれば、今後、高齢化に伴い様々な社会問題につながる事が懸念されており、このことに対しての区取組をご答弁いただきました。

翻って現在、ご存じのとおり、今年3月以降新型コロナウイルスが感染拡大し、私たちの生活や経済活動に大きな影響を与えました。ご年配の方の外出や、就学中の子ども、新入生もなかなか登校できないなど、あらゆる世代で感染対策の影響を受け、この春、私たちが経験した中でも記憶に残る出来事でした。現在、感染者数がある程度抑制され、新しい生活様式が少しずつ定着し始め、安心との向き合い方を模索しながらも、次は経済活動の回復をとり組んでいるところではあるでしょうが、業界によっては元のように戻るにはまだまだ時間がかかる。よくなっても元のように戻らないという声もあるのが現状ではないかと思えます。

リクルートワークス研究所は、今月の6日、2021年春の卒業予定の大学生、大学院生に対する企業の求人数が前年比の15.1%減の68万3,000人とする推計結果を発表しました。新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、採用に意欲的だった企業が慎重姿勢に転じた結果です。バブル崩壊後の経済停滞期やリーマンショック時ほどの落ち込み幅ではなく、コロナ禍でも新卒雇用は一定水準維持されたという分析や、あるいは全体の半分近くは現時点では減らさないと決め、ある意味強気の企業もあるというアンケートもあり、少なくともこの一、二年のうちに以前のような就職氷河期のような再来というほどの深刻な状態に陥ると見るのは早計だという見立てもあるようです。ですが、少なくとも厳しさが増すことは予想されます。

この春、就職活動をする学生の動きはそのものに影響を受けました。着慣れないリクルートスーツに身をまとい、さあこれから企業訪問だという矢先に外出自粛、思うように動くことができず、緊急事態宣言の中、今度は企業側も対策に追われ、採用活動の対応を余儀なくされ、後半の面接の機会は半数近くもウェブ面談、リモートのような形になったりしました。それこそスーツに着替え「面接に行ってきます」というふうに元気よく飛び出していく子どもたちが、そこにプラス加えて、ちょっとうるさくしないでねという言葉をつけて、自分の部屋に入ってPCの前に座ってそこで面接官と対話をする。志望動機を自分のパソコンに向かって言うなんていうそんなシーンも見受けられたりとかしていました。今までにない就職活動スタイルを経験した彼ら、今年はその企業、学生側双方が不慣れな状況に順応し乗り切りましたが、殊のほか採用活動の期間を取ることができず、採用計画に満たなくても活動を打ち切りにする企業も出たと聞きます。企業側も学生側も就職活動のありようが変わって、本当に大変だっただろうなど。経済状況の先行きを考えると、それこそ来年はどうなるのだろうか、そんなふうに思いをめぐらせたそのときに、強烈に思い出した若者たちがおります。(スクリーンを写真画面に切替え)

ご覧ください。私は今年1月に本区の成人式に出席させていただきました。来賓として成人式に出席したのは初めてです。350人もののはつらつとした若者たちに接して、その力強い言葉や笑顔から勇気と可能性を頂きました。私たちは、若者たちが今後もすくすくと成長し、そして将来は地域の担い手になってくれることを非常に期待しています。しかし、そのような中、ご存じのとおり、本年の3月以降のこのウイルスの感染拡大、消費の急減、景気の低迷など、先行き不



安定な中で、この成人式で出会った若者たちの将来はどうなるのかと。特に生活の基盤、将来の希望となる就職がどうなるのかが心配になりました。満足のいく就職ができなければ千代田区を離れるという若者もいるかもしれません。このため、早い段階からこの課題を認識し、広く議論していくためにも、この問題を取り上げることにしたのです。（スクリーンを元に戻す）

今月7日に内閣府から7月の景気動向に基づく景気判断が発表されました。その判断によりますと、12か月連続で悪化となり、悪化の期間はリーマンショック前後のときの11か月を上回り、過去最長を更新しています。コロナショックはリーマンショックと比較すると、消費の内需が急減し、先行きが読めないという深刻さもあり、これからどのように動くか不透明という評論もあります。ファーストキャリアはその後のキャリアを左右しかねません。就職や雇用の問題は個人の問題、企業の問題とも言われますが、これまでの就職氷河期、その後の状況等を見ると、個人の問題だけで片づけられるものとも言い切れません。その人が自分らしく人生を送るために、また後悔のない人生を送るためにも、そしてコロナによるロスジェネをつくらないためにも、早い段階から若者の就職支援を進めていくことは非常に重要な課題であると認識しています。もちろん千代田区のような一自治体で解決できるものではありませんが、国や都、区にそれぞれの役割があり、連携して取り組むべきと認識しております。

住み続けられる千代田、地域に住み、働き、学び、集う、全ての人が互いにその存在を認め合い、尊重し合うことによる豊かな地域社会、昨日のご答弁の中にも、この住む人、働く人、学ぶ人という言葉が出てまいりましたが、この住む人、働く人、学ぶ人、そうです、先ほどの若者たち、彼らはこの3つを兼ね備えた、まさに豊かな地域社会の担い手になる、その結節点になる人物たちです。

そこでお伺いします。今後の若者の雇用問題に対して、区としてどのような取組を行おうとされているのでしょうか。

以上、関係理事者へは、若者たちへの未来に希望の持てる答弁を期待し、私の一般質問を終わります。（拍手）

〔地域振興部長村木久人君登壇〕

○**地域振興部長（村木久人君）** うがい議員の若い世代の雇用問題に関するご質問にお答えいたします。

まず、最近の雇用情勢ですが、2020年7月の東京における季節調整後の有効求人倍率は1.29と低い水準になっており、1月以降下降傾向となっています。新型コロナウイルス感染症の影響で経済低迷が長期化することにより、若い世代に限らず広い世代で雇用環境が悪化することが懸念されます。また、大手企業では、感染症対策のため、議員ご指摘のような、リモートによる面接を実施する企業も多くなるなど、新たな就職活動のスタイルも生まれています。このような変化に対応できない中小企業の採用活動との間で格差が拡大していく一方で、こうした時代だからこそ人材を確保できるチャンスだと考え、積極的に若い世代を採用する中小企業も少なからず現れてくることと思います。

こうした雇用環境の下で、基礎的自治体が若い世代に対してどのような就職支援に取り組むべ

きかについてですが、特に若い世代の就職支援に当たっては、より広い視野でその可能性を伸ばしていくこともまた大切であり、1つの自治体で取り組むことには限界があります。国や東京都の労働行政機関との連携や役割分担も含め、これから就職しようとする若い世代の視点に立った慎重な検討が必要な課題だと考えています。

○議長（小林たかや議員） 次に、11番牛尾こうじろう議員。

〔牛尾こうじろう議員登壇〕

○11番（牛尾こうじろう議員） 日本共産党区議団の一員として一般質問を行います。

最初は、**新型コロナウイルス感染症に対応した学校運営**であります。

私は、この間、区内の幾つかの小学校の授業や校内を見学させていただき、校長先生からお話を伺ってまいりました。どの学校も新型コロナ感染対策のために校内の消毒、換気、そして3密にならない対策など、本当に神経を使っているようでした。

まず最初にお聞きます。区は、区立学校での子どもたちの密の状態がどうなっているか調べているでしょうか、認識をお聞かせください。

学校では、密の回避に加え、子どもたちへの感染拡大防止に伴う業務による教員の負担増も大きな問題となっています。（スクリーンを資料画面に切替え）

今年7月教職員の勤務実態調査を調べたNPOの調査では、校内での時間外勤務が過労死ラインである月45時間以上と答えた公立学校の教員が62%に上ることが明らかになりました。学校再開後、教職員には通常業務以外に感染予防などの業務が求められていますが、コロナ禍で最も負担に感じるとされたのが校内の消毒作業で90.1%、またソーシャルディスタンスの指導も88.4%という結果でした。（スクリーンを元に戻す）

そこで質問いたします。教員の労働の状況、消毒や児童・生徒の感染防止など、教員のコロナ対策の負担感などはどうなっていますか、お答えください。併せて負担の解消をどのように進めていくのかも聞かせください。

区長は招集挨拶で、学校や園での3密状態を完全に回避することは困難と述べました。しかし、私は困難とは考えていません。回避する方法はあります。少人数学級を進めることであります。

（スクリーンを資料画面に切替え）

文科省の数字によれば、教室の広さの平均は64平米です。40人だと、机を並べて1メートル以上の間隔を保つのが難しくなります。また、教室には机だけがあるわけではありません。棚があり、機材があります。40人学級を続けているのは密の解消は困難でしょう。教室において密を防ぐには、物理的に教室の人数を減らしていくしかありません。（スクリーンを元に戻す）

また、長期休校や夏休みの短縮、行事の中止などで一人一人の子どもたちは傷つき、不安を抱えております。見学させていただいた小学校では、どこでも担任だけで一人一人の子どもたちに寄り添うのは大変だとおっしゃっていました。子どもたちへの丁寧なケアを行うためには、40人という数は多過ぎます。今、全国の教職の現場から少人数学級を求める声が広がっています。そのきっかけになったのが学校の一斉休校後の学校再開に向けたクラスを半分にしている分散登校であります。（スクリーンを資料画面に切替え）

教育新聞社が8月に公立学校教員に対して行った調査では、82.3%の教員が分散登校を実施したと回答しました。教員からは、分散登校について、それぞれの生徒の様子がよく分かった。配慮が必要な生徒に声をかけたり、指導したりすることができたなどの意見が寄せられていました。また、少人数学級を導入することについては、賛成が96.6%と圧倒的多数を占め、その理由について、子ども一人一人に目が行き届く指導ができる。また、感染防止対策、業務量の負担軽減などを挙げています。（スクリーンを元に戻す）

千代田区でも分散登校が行われましたけれども、教職員の受け止めはどうだったのか、区は聞いているでしょうか、ご答弁をお願いします。

少人数学級については、教員だけでなく、全国の自治体の教育長からもコロナ感染対策から少人数学級が必要という声が出されています。日本教育新聞社が抽出した全国の市区町村の教育長に対するアンケート調査では、感染症対策としての少人数学級化について、「大いに期待する」「一定程度期待する」を合わせると、約9割に上っております。

そこで、教育行政に責任を持つ教育長にお聞きします。教育長は、少人数学級の必要性についてどう感じていますか、また、千代田区で少人数学級を実現していく上での課題をどう認識していますか、お答えください。

経済協力開発機構OECDのマリーヘレン・デュメ教育・スキル局シニアアナリストは、9月8日の記者説明会で、学級規模が小さな国は感染対策として十分安全な距離を取るための規制を守りやすくなると指摘する一方で、学習の成果には影響がなく、理想的な学級規模についての具体的な基準はないとも述べ、少人数学級は学習への影響がなく、感染防止に効果があるということを述べております。（スクリーンを資料画面に切替え）

そもそも日本は、OECD加盟国の中でも少人数学級が遅れた国であります。2019年の数字を見ると、中等教育で見ると、OECD加盟国平均が1クラス23人なのに対し日本は32人と10名近く多くなっています。大きな要因は、教育への公的支出が世界に比べ貧弱なことです。2017年の数字で見ると、OECD加盟国の比較可能な38か国中で、GDPに占める教育の公的支出の割合が日本は2.9%と加盟国の中で下から2番目であります。今、教員の不足が言われていますが、教育への公的支出を引き上げていけば教員の増員も可能ですし、少人数学級を進めていくことができるのではないのでしょうか。（スクリーンを元に戻す）

今や、少人数学級は大きな流れであります。全国知事会、全国市長会、全国町村会の3つの団体の長が7月3日文部科学省に少人数学級の実施を要請しました。全国連合小学校校長会の会長も文科省に少人数学級を要望しております。政府内からも少人数学級について前向きな検討が始まっています。萩生田文部科学大臣は、日本PTA全国協議会との意見交換の中で、児童・生徒の社会的な距離を確保するための少人数学級などを検討する考えを示し、大臣の諮問機関である中教審も特別部会の中間報告案にて、新型コロナウイルス感染拡大を踏まえ、少人数学級を可能とするための指導体制や施設整備を図る、そうしたことが盛り込まれております。安倍前首相も、6月の衆議院予算委員会で、我が党の志位委員長に対し、少人数学級について、コロナ後を見据えて検討したいと答弁、政府の経済財政諮問会議のいわゆる「骨太方針」に初めて少人数指導体

制の整備の検討が盛り込まれております。

こうした中、区としても国に対し少人数学級実現に向けた予算措置などを早急に行うことを求めるべきだと思いますが、いかがでしょうか、ご答弁ください。

国が、少人数学級に踏み出すまでに区として独自にできることはあると思います。私が見学したある小学校では、2年生がちょうど80人です。2年生は35人学級ですので3クラスあります。各クラス二十六、七人でゆとりがあるようでした。しかし、このまま80名のまま3年生へ移行すると3年生は40人学級ですので40人の2クラスとなってしまいます。二十数名がいきなり40人になると、子どもたちや先生も負担だし、感染対策も大変と保護者の方が心配していると、先生は語っていらっしゃいました。また、ほかの学校の先生からは、40人は多いと思う、3年以降も35人にしてもらいたいという訴えがありました。感染防止という点からも、子どもたちや教員の負担を軽減するという点からも、35人で3クラスという学年を3年生で40人学級になったから40人2クラスというような機械的な対応はすべきでないと思いますが、区の考えはいかがでしょうか。併せて区として独自に教員を増やし、全学年で35人学級に踏み出すことを求めますが、いかがでしょうか、ご答弁をお願いします。

続いて、**商店、事業者への継続的な支援**について質問いたします。

緊急事態宣言が明け、飲食店や事業者への営業の自粛が解除後も、新たな感染拡大やリモートワークの推進などにより、お客が以前のように戻らず商店の苦境は続いております。この間、私は区内の商店や飲食店の事業主さんからいろいろなお話をお聞きしてきました。ある事業者さんは、給付金や協力金はありがたいと思うが、対象外の店もあるし、1回限り。一番不安なのはこの先どこまでコロナが続くかだ。コロナが収まってもお客が戻るとも思えない。継続的な施策が欲しいということを述べていました。

そこで、商店の継続的な支援のために3つのことを求めます。

第一は、消費税の減税です。4月から6月期の実質国内総生産（GDP）速報値は、前期比の年率換算で28.1%減と、戦後最大の下落幅を記録しました。新型コロナの影響は大きいと思いますが、それ以前からGDPは2期連続でマイナスを記録しています。大きな要因が昨年10月の消費税の10%への引上げでした。そこにコロナが追い打ちをかけているわけです。中小零細事業者にとって10%の消費税増税は大打撃でした。しかも赤字でも納税せざるを得ません。消費税の5%への減税は家計を応援するとともに企業支援策としても有効です。OECD事務総長が企業支援策として付加価値税の減税を提起し、ドイツやイギリス、韓国など、19の国が消費税の減税に踏み出しています。

そこでお伺いします。日本でも暮らしや商店への支援、経済対策のためにも消費税の減税が必要だと思いますが、区長の認識をお聞かせください。国に対し消費税の減税を訴えるべきだと思いますが、いかがでしょうか、ご答弁をお願いします。

2つ目に、**商工融資制度**についてです。さきの第2回臨時区議会では、区民限定ですけれども、無利子で信用保証料も全額補助という新たな融資制度ができました。無利子や信用保証料がないことは安心できます。一方、事業者の皆さんはコロナの影響がこれから何年続くのか分からない

ことに不安を募らせております。

そこで、今回の無利子の商工融資制度について、融資の受付を今年度で終わらせるのではなく、来年度以降も継続して受け付けることを求めますがいかがでしょうか。

3つ目に、販売ルートの開拓であります。区内のあるお米屋さんには、販売先の多くが飲食店です。飲食店の緊急事態宣言中の営業自粛期間は売上げが大きく落ち込んでしまいました。都の協力金も対象外でありました。宣言が解除され、飲食店は営業を再開していますが、お客が減った飲食店からお米の注文は減ったままであります。店主の方は、飲食店に注文が元どおりになるとは思えない。住民からの注文だけでは店はやっていけない。せめて小中学校の給食で区内のお米屋さんを使ってもらえないか。一時的な給付金は要らないからそうしてほしいと切実な声を寄せておりました。お米屋さんに限らず小売業の方は同様な悩みがあると思います。

現在、区立の学校の給食のお米の大半は学校給食会からの購入です。学校給食の場合、大量に仕入れる必要があるからそのようになっていると思いますが、区内の地元の小売店でも対応が可能などころもあるのではないのでしょうか。また、小売店からの購入だと仕入れの値段が上がり学校給食費の値上がりにつながりますが、引き上がった分は子育て教育の支援として区が補助額を引き上げればよいのではないのでしょうか。学校は私費会計のため学校独自に仕入先を決めることが可能です。実際おかずなどの副食の材料は地元の小売店から仕入れています。事業者への支援の1つとして検討してもよいのではないのでしょうか。

そこで学校給食の主食について、区内の小売店から購入することの検討を求めますが、いかがでしょうか。またそれによる給食費の値上がり分の区の補助も併せて求め、私の一般質問を終わります。（拍手）

〔教育担当部長佐藤尚久君登壇〕

○教育担当部長（佐藤尚久君） 牛尾議員のご質問のうち、新型コロナウイルス感染症に対応した学校運営及び学校給食の食材購入についてのご質問にお答えいたします。

初めに、区立学校の密の状態についてですが、区立学校におきましては、6月より学校が再開となり、文部科学省や東京都教育委員会からのガイドラインに基づき、手洗いやせきエチケット、換気の徹底といった基本的な感染症対策に加え、密閉・密集・密接の3密を回避するために教室内の机の配置を工夫するなど、現在も様々な場面で3密を回避するよう対応しております。

次に、教員の労働状況、コロナ対策への負担感及びその解消についてですが、教育委員会では、各校・園の管理職から取組状況の聞き取りをしたり、指導主事等が日常的に学校・園を訪問し、状況確認、指導・助言を行い現状把握、対応を行っております。教員等による消毒作業に対する負担の解消につきましては、外部への委託化等検討をしております。

次に、分散登校についての教職員の受け止めについてですが、教育委員会では、6月の学校再開に向けて段階的な学校再開の方法について学校・園と協議を行いました。分散登校では同じ授業を同じ時間に違う教室で行うことや学級全体の連帯感を醸成することが難しい等の課題提起が教職員からありました。各校・園では、まずは子どもの安全確保、心の安定、感染防止対策を重視し、2週間の分散登校を経て6月第3週から通常の教育活動を再開しております。

次に、少人数学級の必要性及び課題認識についてですが、国においては、政府の教育再生実行会議ワーキンググループで少人数学級を令和のスタンダードとして推進するよう中間答申をまとめております。また、議員のご質問にもありましたけれども、全国知事会など、地方3団体は少人数学級の実施に向けて文部科学省に提言を行っております。こうした流れについては本区も当然ながら基本的に反対するものではありません。しかし、実施に当たりましては、教員の増員や特に本区の場合は近年の児童・生徒の増加も相まって学校施設の整備などが大きな課題となると認識しております。

次に、国に対する予算要望についてですが、特別区教育長会として、令和3年度東京都教育関係予算への要望事項の中で、少人数学級の実施に向けて義務教育の充実並びに義務教育施設の整備と、東京都からも国に対して要望するよう依頼しております。さらに、特別区長会としても国や東京都に対して新型コロナウイルス感染症対策や学校施設の整備促進の観点から財政措置の拡充を要望しております。

次に、感染防止の観点での学級編制についてですが、現在、学級編制は国が定める法律及び東京都の定める基準に基づき実施しております。東京都の基準により、通常は小・中学校の第1学年のみ35人学級のところを、国から措置される教員の加配を活用し小学校では第2学年まで実施しております。議員ご提案の機械的ではない学級編制や区独自の全学年35人学級の実施については、国や都への要望が実現されていない現時点では実施は困難であると考えております。

最後に、学校給食の主食を区内の小売店から購入することについてですが、議員ご指摘のとおり、学校給食の食材は各学校において区内事業者から購入しており、区内事業者への支援につながっていると認識しております。一方、主食である米とパン、麺などの小麦粉製品については、東京都学校給食会及び学校給食会指定業者から購入しているほか、米につきましては姉妹提携先の秋田県五城目町からも購入しております。学校給食用物資の安定的確保と安全確保、姉妹提携先との連携等を目的として購入先を選定している現状から、議員ご提案の購入先の変更は困難であり、それに伴う区の補助についても実施の予定はありません。なお、区立保育園・幼稚園・こども園の米を含めた給食の食材につきましては、区内事業者を中心に区が購入しており、継続的な支援につなげております。

〔地域振興部長村木久人君登壇〕

○地域振興部長（村木久人君） 牛尾議員の商店、事業者への支援についてのご質問にお答えいたします。

初めに、消費税についてですが、消費税は現役世代など、特定の世代に負担が集中せず、税収が景気などの変化に左右されにくく、企業の経済活動にも中立的であることから、社会保障の安定財源として適しているものと認識しています。また、消費税の減税については国政の場において議論されるべきものと考えております。

次に、新たな融資制度の継続についてですが、特に財務基盤が脆弱な小規模企業を対象にした既存の制度融資とは別枠の新たな融資制度を10月より開始する予定です。この制度がより多くの区内小規模企業の資金繰りの一助になることを期待しています。今後につきましては、新型コ

コロナウイルス感染症の状況や経済の動向を見極めながら対応してまいります。

○11番（牛尾こうじろう議員） 11番、再質問させていただきます。

学校給食については決算のところで詳しく聞きたいと思います。ここでは少人数学級の、特にクラス編制についてですけれども、確かに国や都の基準があるというのは分かりますが、ただ、二十数名が3年生になって40人になったからといって、40の2クラスと。これは負担が本当にあまりにも多いと思うんですよ。（ベルの音あり）私もその教室を見ましたけれども、二十数名でも、まあ少々狭いかなという印象、これが40人になると。これは、とてもじゃないけど密の解消とは本当に逆行していると思うんですけれども、そうしたことを40人学級だから40人にしちゃうということでもいいのかということだと思うんですけれども、その辺のご認識はいかがでしょうか、いま一度お答えください。

〔教育担当部長佐藤尚久君登壇〕

○教育担当部長（佐藤尚久君） 牛尾議員の少人数学級の再質問にお答えいたします。

先ほどの答弁でもありましたけれども、本区は、今、児童・生徒の増加ということも相まって、今、対症的に普通教室化していくような、後追いの政策、対策になっております。今後、学校整備、この児童・生徒の増加に対する学校整備などについては、来年度しっかり検討していきたいと考えております。

現在は、それを補うために、区の財源で区費の講師を任用し、例えば2クラスで3展開するなど、少人数指導などを行って、なるべく教員の目が子どもたちに届くような指導方法の工夫をしておりますので、ご理解のほど、よろしく願いいたします。

○議長（小林たかや議員） 議事の都合により休憩します。

午後1時56分 休憩

午後2時09分 再開

○議長（小林たかや議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

10番飯島和子議員。

〔飯島和子議員登壇〕

○10番（飯島和子議員） 日本共産党区議団の一員として一般質問を行います。

初めは、**災害時の避難支援**についてです。

新型コロナウイルスのパンデミックは、目先の効率・採算を追求し、国民に自己責任を押し付けてきた新自由主義の政治に対する大きな警告であったと思います。平時において必要最小限まで縮小された保健所や医療現場は、この災害に対して崩壊の危機に直面する脆弱性が浮き彫りになりました。また、感染症被害は、経済的、身体的弱者ほど打撃が大きく、社会的被害の拡大を防ぐためには、自己責任でなく公助の力が不可欠であることも明らかになったと思います。

自然災害と感染症災害は異なる部分もありますが、人命を守るために平時の備えが不可欠なことは共通しています。最悪の事態を想定した対策の重要性が改めて可視化されたのではないのでしょうか。千代田区は、コミュニティ、地域力の強化が大きな課題であり、自助、共助の限界は明

らかです。区が要配慮者の安全を確保するために公助の力を発揮することこそがコミュニティの発展につながっていくのではないのでしょうか。要配慮者が安心できる避難行動、避難所生活の備えをしっかりと行うことは、まさに誰一人取り残さない世界を目指すSDGsの具体化の1つであると思います。区長の見解を伺います。

去る9月5日に鹿児島を襲った台風10号は、鉄骨の構造物が変形するという最大瞬間風速85メートルが予測されました。台風は海面水温が27度より高いと発生しやすく、気象庁によると、海面水温は日本の南海上で平年を上回る約30度となり、台風10号の進路に当たる沖縄の東海域では30.7度、統計史上最高を記録し、暴風雨となりました。地球温暖化は台風や局地的な集中豪雨の規模と頻度をさらに強めると多くの専門家が指摘しています。

私は第2回定例会一般質問で、感染症対策も視野に入れた安全な避難所整備を求めました。答弁は、避難所運営マニュアルの見直しの中で行うとのことでしたが、速やかな改善を求めます。

今回は支援が必要な方の避難について2点伺います。

1つは、避難行動要支援者名簿の実効性です。災害対策基本法で、避難のときに支援が必要な方を対象とする避難行動要支援者名簿作成が義務づけられました。区は65歳以上のみ世帯、介護保険の要介護者、障害者手帳所有者など、1万1,000名を対象にした調査で、援護を希望されている方5,261人を登録している「安心生活見守り台帳」のデータから対象者を抽出し、避難行動要支援者名簿を作成し、年2回の更新を行っています。その中で、名簿を町会、民生・児童委員、消防署、警察署、社会福祉協議会に共有することを承諾している方は4,253人です。この名簿を実効性ある内容にすることが重要です。

「安全生活見守り台帳」は、障害者手帳を持たない方、妊婦や病気やけがで一時的に支援が必要な方は対象になっていません。また、情報の取得能力や判断能力の状況、時間帯によっては家族の支援が受けられない方などの把握も必要です。内閣府が行った障害当事者団体向けアンケートでは、名簿への登録が手挙げ方式になっているので遠慮して申し出ないケースが多いなどの問題点も指摘されています。名簿登載者以外の支援が必要な方をどのように精査しているのか伺います。

さきのアンケートには、誰が担当してくれるのか当事者に教えてほしい。まずは支援者と要支援者の双方の屈託のない意見を出し合える環境づくりや、地域ごとに平時よりコミュニケーションを図る機会を設けることが有効という意見も出されています。減災の取組が障害者の理解促進、まちのコミュニティの発展に役立つということではないのでしょうか。要支援者名簿があっても誰が支援するかが不明確では役に立ちません。支援が必要な方に対して支援する人は確保できているか、支援する方への研修、要支援者の状況確認や避難に必要な持参品の置き場所の確認なども必要です。名簿を基に支援者に対してこれらの具体化は行われているのか伺います。

2つ目は、避難の個別行動計画の作成です。避難支援を実効性あるものとするためには、個別具体的な避難行動計画が必要です。福祉防災学の専門家立木茂雄氏は、避難支援計画の策定を進めるために防災と福祉の連結を提唱されています。内閣府の中央防災会議の高齢者等の避難に関するサブワーキンググループメンバーでもある立木氏は、ケアマネジャーや相談支援専門員が公



費負担の有償で平時のケアプランと同様に災害時ケアプランを作成する制度を提案されています。別府市が2018年から実践しているいわゆる別府モデルです。（スクリーンを資料画面に切替え）

制度の流れは、1、ケアマネが当事者と話し合う。2、地域の中で協力者を探す。3、ケアマネ、当事者、地域の会議。4、災害時ケアプラン案作成。5、当事者とプランの確認と同意書の作成。6、防災訓練で検証・改善となっています。ポイントは、ケアマネのような伴走者と地域支援者の橋渡し役の仲介者、コミュニティソーシャルワーカーが当事者の声を聞きながら作成し、防災訓練に参加して検証を行っていることです。立木氏は、伴走者や仲介者の提供が行政に求められる災害時に備えた合理的配慮の中身だと述べています。この成果として、必要なサポートを見立てるノウハウを持つケアマネが入ることで、当事者と地域のつながりも深くなり、計画策定過程で地域の結束力向上、平時の見守り強化や高齢者、障害者自身の防災力、防災意識の向上につながったと報告されています。（スクリーンを元に戻す）（スクリーンを資料画面に切替え）

同様に、兵庫県も2018年度から防災と福祉の連携促進モデル事業をはじめ、災害時ケアプラン作成に1件7,000円を県が負担して、現在は県全体に広がっています。

これらも参考にしてハザードマップの危険地域の方を優先的に、災害時ケアプラン作成を進めたいでしょうか、答弁を求めます。（スクリーンを元に戻す）

次に、**次世代育成家賃助成制度について**質問します。

日本は公共住宅と家賃助成が少ない異常な国であることは、我が区議団の代表質問で指摘したとおりです。今日の経済状況は、消費税増税に加えてコロナ禍の影響で、V字回復は予想し難い実態です。区が行った基本計画見直し及び施策評価のための調査で、転出の大きな理由は、もっと家賃や物価の安いところに住みたい。広い住宅に住みたいとなっています。区内に定住のために必要なことは住宅費の自己負担軽減策であることは明らかです。また、昨年度の区民世論調査では、住宅施策が重要とする方は7割を超え、住宅対策のトップは公共住宅の供給が66.9%に上っています。この声に背を向け、借上型区民住宅の廃止をした第3次住宅基本計画は修正すべきことを強く求めたいと思います。（スクリーンを資料画面に切替え）

次世代育成家賃助成制度は区内の世帯構成バランスの改善、地域コミュニティの活性化、定住性の向上を目的として、昨年度の利用は親元近居が211世帯、区内転居が274世帯の合計485世帯です。（スクリーンを元に戻す）

3点の改善を求めます。

1つは、所得制限の下限の撤廃です。（スクリーンを資料画面に切替え）

この制度の対象の所得基準は中堅所得者層・区民住宅水準です。親元近居を利用する多くの方は区内で育ちコミュニティの活性化の担い手にもなっています。このような方で、所得が低くても助成を利用すれば親の支援を若干受けることで区内民間住宅に転入が可能な方もいます。転入すれば区営住宅申込みの条件もでき、入居できれば定住者としてコミュニティ活性化の力になることも期待できます。所得制限の下限を設ける理由はありません。（スクリーンを元に戻す）  
（スクリーンを資料画面に切替え）

2つ目は、8年間の助成期間中、1年ごとに10%ずつ減額する助成額を5%に軽減することです。毎年の助成額の減額はすなわち自己負担増です。所得の増加が見込めない現状で、せめてこれを半分に抑えることを求めます。（スクリーンを元に戻す）

3点目は、親元近居助成利用後、区内転居助成の利用も可能にすることです。この制度は、親元近居と区内転居助成の、性格が異なる2つの助成がありますが、どちらかしか利用できません。ある30代の方は、第1子出産を機会に親元近居助成を利用して、転入しました。第2子にも恵まれ、親の支援を受けながら、共働きを続けることができました。助成期間の8年が過ぎ、母親の介護が間もなく必要になりそうになった今、子どもたちも大きくなり、広い住居が必要になってきました。しかし、取得が減り、教育費が増える中で家賃負担はもう限界です。子どもの学校や近所とのつながりも深くなり、今度は親を助けるときに転出せざるを得ない不合理に納得できず、借上型区民住宅の復活を強く要望されています。親元近居で転入された方が定住できるよう、制度の改善を求め、質問を終わります。（拍手）

〔保健福祉部長歌川さとみ君登壇〕

**○保健福祉部長（歌川さとみ君）** 飯島議員の災害時の避難支援に関するご質問のうち、災害時ケアプランの作成の検討についてお答えいたします。

過去の災害事例から犠牲者の多くを避難行動要支援者が占めており、避難行動要支援者を対象に避難支援等を実効性のあるものとする災害時ケアプラン、いわゆる個別計画を作成することが有用であることは言うまでもありません。個別計画は、地域の特性や実情を踏まえながら策定することが必要です。現在、区では、対象者、様式、作成方法、活用方法などを整理するため、他の自治体の事例なども参考にしながら、個別計画の作成に向け具体的な検討に着手しております。発災時に円滑かつ迅速に避難支援等を行うため、平常時と災害時の継ぎ目のない取組や平常時から住民同士の顔の見える関係をつくるなど、地域の防災力を高めるよう引き続き個別計画作成の検討を進めてまいります。

〔環境まちづくり部長小川賢太郎君登壇〕

**○環境まちづくり部長（小川賢太郎君）** 飯島議員の次世代育成住宅助成制度に関するご質問にお答えいたします。

まず、次世代育成住宅助成の基準所得金額の下限の設定についてですが、本制度の目的は、親元近居、隣居、区内転居の中堅ファミリー所得層の世帯を対象に家賃等の一部を助成することとしております。このため、同様に中堅ファミリー所得層を対象としている区民住宅の基準所得金額の上限及び下限に準じて、設定しているものでございます。

次に、8年間の助成期間中、1年ごとの助成額の減額を10%から5%に縮小すること及び親元近居助成利用後、区内転居助成を利用可能とすることについてですが、次世代育成住宅助成は、従前の子育てファミリー世帯等親元近居助成の課題であった助成終了後の経済的負担の急変を緩和するため、助成額を徐々に減額するなどの改善を図った本区独自の制度でございます。最長8年間という長期間にわたる支援であることに加え、助成金額の面でも際立って手厚い内容となっております。さらに、子どもの人数が増えれば助成金額を増額するという点でも、極めて充実し

ている制度であると考えております。したがって、さらなる助成の拡充について現時点では考えておりませんが、今後も区民の居住実態等に注視しつつ、子育て世帯の親元近居や区内転居を支援してまいります。

〔行政管理担当部長古田 毅君登壇〕

○行政管理担当部長（古田 毅君） 飯島議員の災害時の避難支援に関するご質問にお答えいたします。

まず、誰一人取り残さない世界を目指すことはまさに理想であると認識してございます。一方で、災害時には一人一人の状況がどのようになるか全く不確定でございますので、まずは各自が安全を確保するための自助と、地域や近隣が助け合うための協力が重要となります。そのような自助、協力が十分に機能するよう日頃からの支援を行うことが公助としての区の重要な役割であり、ご指摘の要配慮者が安心できる避難行動につながるものと考えます。したがって、引き続きしっかりと取り組んでまいりたいと存じます。

次に、避難行動要支援者名簿に登録された方以外の把握についてでございますが、この名簿につきましては、安心生活見守り台帳の中から一定の要件を満たす方を一律に登録しているものがございます。そのため、登録されていない方への対応につきましては、所管を通じまして、安心生活見守り台帳の登録や更新に合わせて避難行動要支援者名簿の対象者ともなり得る旨の周知を図りながら名簿への登録を促してまいりたいと存じます。

次に、名簿を基にした要支援者への対応につきましては、現状では名簿の提供をご本人が同意している町会、民生委員、児童委員などを通じて日頃の状況を確認していただくこととなっております。引き続き、そうした名簿保管者の方々へ日頃の見守り活動などの周知を図ってまいりたいと存じます。

○10番（飯島和子議員） 10番飯島和子、再質問させていただきます。

1つは住宅助成について伺います。中堅ファミリー所得層を対象にしているということで答弁がありました。上限設定は必要だと思います。ただ、下限設定ということの合理的理由が分かりません。下限設定の合理的な理由について、もう一度ご答弁いただきたいと思います。結局、所得の低い方、公営住宅入居の対象になるような方は排除する。区内の転居は要らないということにつながると思います。この点、ご説明ください。

それから、避難支援については、個別計画策定の検討に着手している。本当に早く進めていただきたいと思います。これは8月20日号の区報千代田、災害特集でした。この中で「地域で防災対策を進めましょう」、こういう欄で、配慮が必要な方の避難体制を確認し、いざというときにお互いを助け合うことができるようにしましょう。また、地域で防災訓練が開催される場合は積極的に参加し云々と書かれています。これでは区の仕事が全く見えないんですね。で、やっぱり避難のときに支援が必要な方はどういうふうに区が計画しているのかということを知ることが安心の1つになると思うんです。そういう点で、区の仕事、方針が全く伝わらないということは不安を増すばかりになると思うんですね。そういう意味では、方針の公表というものをし、だったら私も助けられますとかという方も出てくるということもあると思うんですね。そう

という意味で、方針の公表についてどのようにお考えかご答弁ください。

それから、個別計画策定に取りかかっていると。その策定についてスケジュール、いつ頃までにめどにつくるように今取りかかっているのか、そのスケジュール感をお示しいただきたい。

それから、福祉と防災の連携がどうしても必要です。（ベル音あり）それは例えばプロジェクトチームをつくるのか、そういうことで取り組まれているのか、そこら辺の、具体的に見えるようなご説明をお願いしたいと思います。

それから、日頃から支援を行うことが区の役割だというご答弁がありましたけれども、何をどのように今行っているのか、そこについてもお答えを頂きたいと思います。

以上です。

〔保健福祉部長歌川さとみ君登壇〕

○保健福祉部長（歌川さとみ君） 飯島議員の再質問のうち、個別計画のスケジュール感についてお答えをいたします。

現状、先ほど申しましたとおり、具体的な対象者をどのように絞り込むか。また個別計画の様式をどういう形にするか。実際の支援者をどのように見つけるかということの検討をさせていただきます。まず、このスキームをつくるというところを年度内に何とか目標をつけたいというふうに思っていますが、具体的に目標でスキームをつくった場合に、その後には今度は実態に実際の支援を受けるべき方、それから支援をしていただける方の調査等、協力を募るということになりますので、どれぐらいの時間がかかるかという、この時点で明確なお答えはできませんが、おおむね個別計画のスキーム、どういうものが個別計画であるべきかというところの一定の見通しを今年度内につけたいというふうに考えてございます。

〔環境まちづくり部長小川賢太郎君登壇〕

○環境まちづくり部長（小川賢太郎君） 飯島議員の再質問にお答えいたします。

次世代育成住宅助成の所得制限の下限額に関するご質問かと存じます。住宅政策全般に言えることなのですが、住宅を直接または間接的に供給するとともに、所得の多寡とか、高齢者、子育て世代など、様々なライフスタイル、ライフステージに応じた取組がなされているということでございます。ご指摘の次世代育成住宅助成制度につきましては、その他の住宅制度とのすみ分けの中で、新婚世帯、子育て世帯の中堅所得層をターゲットとして、また特定の原資を基に創設された制度でございます。

したがって、同様に所得制限を設けています、中間所得層をターゲットとした区民住宅と同様の基準を設けているということは先ほど申し上げたとおりでございますので、ご理解のほど、お願いをいたします。（発言する者あり）

〔行政管理担当部長古田 毅君登壇〕

○行政管理担当部長（古田 毅君） 飯島議員の再質問にお答えいたします。

まず、広報紙での災害特集において必要な情報が適切に掲載されていないというご指摘ございました。このご指摘につきましては真摯に受け止めて、なるべく区民の方に分かりやすく、しっかりと伝えるべきことを伝えるという工夫は、今後も引き続きしていきたいと存じます。

次に、福祉と防災の連携でございます。現状では、個別に必要な案件に応じて各所管がしっかりと連携を取って対応はしているところでございます。ただし、ご指摘のように、今後の取組の中では、今まで以上に福祉と災害対策の面での連携というのが必要だということは認識してございますので、しっかりと連携体制をつくって、取り組んでいきたいと存じます。

最後に、日頃からの支援でございます。こちらのほうも現状では個別の案件に応じて様々な支援をしているところではございますけれども、今後、区の方針をしっかりと定めて、適切な支援ができるような体制の構築ということが課題だと考えておりますので、こちらにつきましても、今後取り組んでまいりたいと存じます。

○議長（小林たかや議員） 次に、9番西岡めぐみ議員。

〔西岡めぐみ議員登壇〕

○9番（西岡めぐみ議員） 令和2年第3回定例会につきまして一般質問をいたします。

このたびの新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々に謹んでお悔やみ申し上げますとともに、先般の台風9号、10号により被害に遭われた全ての皆様に心よりお見舞いを申し上げます。（スクリーンを資料画面に切替え）

災害対策基本法で、区市町村は地方防災会議の設置が義務づけられています。気候変動により、これまでに経験したことのないような災害が起り、様々な視点から時代のニーズに合った防災、避難所運営対策が急務であるにもかかわらず、スクリーンにもございますとおり、全国的にも防災会議の女性委員比率は低く、都道府県ではおよそ16%、区市町村ではおよそ8.6%にとどまっています。本区でも防災会議が設置されていますが、平成29年以降開催されず、会議メンバーの女性委員構成割合も低く、委員44名中、女性委員は3名のみで、女性の声が反映されにくい状況となっています。

民間企業や消防、警察等から引き続き会議に参加していただきつつ、同じ部署内から女性委員になっていただくよう依頼するなど可能かと思いますが、今後の防災会議の女性比率を上げるための課題をお示してください。さらに子どもの行動心理に詳しい保育や教育関係者もメンバーに加入していただき、女性や子どもの目線で実務的な検討ができる場を設け、本区のコロナ禍での避難所運営対策を早急に求めますが、その対応も併せてご回答ください。（スクリーンを元に戻す）

次に、今後の本区での広報広聴の在り方についてお尋ねいたします。

広報は、迅速に正確な情報を広く公平に区民に知らせる役目があり、区民は公式な発信元から迅速に正確な区政情報を得る権利があると思います。広報紙は現在タブロイド判で印刷し、新聞折り込み方法で、毎月5日、20日の月2回配付され、ほかにも各特定施設等に配置し、希望者には個別郵送するなど、区民が閲読機会を得られるように工夫を凝らしているものの、新聞購読者数が減少傾向にある現状を鑑みれば、全戸配付をすることにより、区民の情報格差が埋まるのではないのでしょうか。

災害時やコロナ禍での区の対策、このたびの12万円給付の詳細等、報道機関からの情報だけではなく、公式な発信元である区から迅速に正確な区政情報を区民は求めていると思います。しかし、現在、新聞折り込みの内訳では、およそ6割が事業所へ、個人宅へはおよそ4割の1万5、

000世帯ほどにしか配付されていません。新聞折り込みを否定しているわけではありませんが、現状ですと全区民に区政情報が均等に公平に行き渡っていないことが問題です。なぜプッシュ型の全戸配付に改善しないのか、全区民へ本区の行政情報が行き渡らない現状をどのように解決していくのか、広報紙の閲読率を上昇させるべくテスト配付により効果検証をしていると思いますが、その結果とコスト換算予測、また全戸配付ができないのであれば、その課題を併せてご回答ください。

SNS等も活用して、区の情報をターゲットごとにニーズに合った各コンテンツを届けるための手段として将来的にどのように利活用していく予定か、先月8月からスタートしたLINEの状況等も含めご回答ください。

さらに、区政モニター制度で新規モニター数を増やした上、行政への無関心層を取り込んでいき、改めて今後の広報紙の在り方についてのアンケート調査をしてはいかがでしょうか。ちなみに、現在ご登録いただいている60名のモニターの方へは年4回のアンケートにご協力いただいた場合、2,000円分の図書カードを謝礼としていますが、コロナ禍で活気をなくした区内の店舗等で時限的に利用できるような謝礼方法を検討できませんか、併せて、ご回答ください。

区民にはお子さんもいます。改めて子ども用の広報紙を新規発行せずとも、既存の紙面の一部に子ども向けの内容や文字や表現を分かりやすく表記したコーナーを設ける等、検討してはいかがでしょうか。

情報発信の手段として、広報紙以外にも、映像広報やホームページ作成等で、本区の今後の広報戦略と課題がありましたらご回答ください。

次に、広報広聴課と観光協会、地元企業との連携についてお尋ねします。

千代田区にはおよそ3万5,000の事業所があり、地元自治体に貢献・還元したいと企業側が望んでいても、その提携フローや窓口が不明で、区民と地元企業、観光を連携させるような参画・協働の機会を広報広聴課として逃してはいないでしょうか。観光協会と広報部門が共同で知恵を出し合い、さらに地元企業からは行政に足りていないノウハウを補って効果的に連携をしていくことで、結果として区民生活の向上や区民の自治行政への信用醸成につながり、企業側も利潤追求だけではなく、自治体に寄り添うことで地域全体で好循環が生まれると思います。現在、その橋渡しの役目を広報広聴課として十分に担えていますか、ご回答ください。

次に、観光協会の刊行物についてお尋ねします。

本区のさくらまつりの時期には、海外や全国から多数の観光客が訪れます。現在はネット情報等を閲覧またはペーパーベースの観光パンフレットを閲覧し観光地へお越しになる方もいます。現在、本区の観光案内パンフレットを地方の主要JR各駅に郵送しているコストや廃棄量はどの程度になりますか。不要なものは削減し税金の無駄をなくす、逆に足りない分は補うよう、政策効果、費用対効果を検証するべきと思いますが、観光協会のお考えをご回答ください。

組織も異なり、一例にすぎませんが、内閣官房内閣広報室では、海外広報として冊子を作成し、年間およそ8,000万円の郵送コストをかけて在外公館に発送していましたが、それをほぼ廃止し、現在は電子媒体での送信が主流となりました。平成19年当時は批判もありましたが、安倍

内閣での内閣広報官の英断がなければ、冊子の郵送コストだけで令和2年の今日までおよそ10億4,000万円の血税が使用されていたことになります。

次に、区内規制区域の表示板デザイン効果についてお尋ねします。（スクリーンを写真画面に切替え）

本区では生活環境条例に基づき路上喫煙が条例で禁止され、スクリーンのように各エリアに表示板が設置されています。しかしながら、その禁止サインの目の前で喫煙している方が後を絶ちません。東京2020大会に向け、千代田区公共サインデザインマニュアルが策定されたことで、右側の禁止サインは景観になじむようグレー中心のデザインに変更され、罰則の過料2,000円表記は白文字となり、更新前と比較すると視認性に乏しいように感じます。（スクリーンを元に戻す）

今からご紹介する事例は視覚的効果と人間心理を利用した一例です。（スクリーンを写真画面に切替え）

兵庫県加東市では、長年にわたり悪質なごみの不法投棄が絶えない状況が続きましたが、このような鳥居に似せた模型を現場に設置したことで不法投棄ごみが削減された経緯があります。兵庫県のご担当者にお尋ねしたところ、当該模型は一つの要素で、かねてより地域住民と関係機関が一体となり不法投棄未然防止活動等による努力結果ではあるものの、心理的な効果を狙ったことでモラル向上にもつながり、ごみの不法投棄が減少し、一定の効果を果たしたようです。念のためですが、この模型に宗教的な要素は一切ないとのことで補足をさせていただきます。（スクリーンを元に戻す）

本区としても、引き続き喫煙場所の確保、喫煙可能場所の情報提供はしつつ、本来の目的が果たされるように視覚と心理的効果が発揮されるよう駆使し、広報効果の側面からも生活環境整備改善のため、広報部門と連携して検討いただきたいと思います。

最後の質問になります。先般の区長による解散騒動により、連日多数の報道関係者が庁舎内へ取材に来られました。私はかつて、首相官邸における、内閣総理大臣や内閣官房長官の記者会見等を担う内閣官房内閣広報室で秘書をしておりましたが、今回の本区の報道機関への対応で万全でない対策不足を感じました。もちろん本区と組織体系も異なりますが、首相官邸での報道関係者の会見参加は、内閣記者会、いわゆる官邸記者クラブですとか、外務省の発行の外国記者登録証の保持者、そのほか事前登録と一定の手続をした記者に限り、報道倫理を厳守していただいた上で取材が許可されます。内閣広報官は、総理会見の司会を担う役割もあり、円滑に記者会見が進行するよう、幹事社から順次所属先や指名を明らかにしていただいた上で質問を許可しており、ほかにも厳重なルール下で報道対応しています。記者が常駐するような千代田区版記者クラブを設置しないまでも、危機管理上、マスコミ対応マニュアルを作成すべきで、議会事務局内との役割をあらかじめ決定し、報道の自由は維持していただきつつ、双方のためにもルールの明確化をし、安全性の担保をしていただきたいと思います。広報広聴課として、区長会見のプレスリリースの役目を担っているならば、取材で来庁予定の報道機関向け留意事項を区のホームページ等で掲載する対策を取り、来庁している区民の方への配慮もしていただきたいと思います。

開かれた千代田区政を継続させるためにも、庁内での報道機関への対応について、対外的ルール化、庁内用マニュアルを作成すべきと考えますが、ご回答ください。

以上、区長並びに関係理事者の明快な答弁を求めます。ありがとうございました。（拍手）

〔地域振興部長村木久人君登壇〕

○地域振興部長（村木久人君） 西岡議員の観光協会の刊行物及び表示板のデザインについてのご質問にお答えいたします。

初めに、観光協会の刊行物についてですが、観光協会では、季節物のパンフレットを春、夏、秋、冬、4種類発行しており、このうち、さくらまつりを中心とする春ガイドと区内で行われる様々なイベントを中心とする秋ガイドにつきましては、JR首都圏各駅、東京メトロ、都営地下鉄の全駅においても配布しております。その経費につきましては、「春ガイド2019」は15万部、「秋ガイド2019」は14万部を制作し、春ガイドを例にしますと、総経費約460万円のうち配送料は約60万円となっております。鉄道駅での配布は通常は有料ですが、鉄道事業者の協力により無償で配布させていただいております。また、配布部数は3つの鉄道事業者の意見を聞いて決めておりますので、廃棄はほとんど生じていないと聞いております。

一方、その効果についてですが、このパンフレットによりどれだけの人が千代田区を訪れたのかを把握することは困難ですが、少なくとも千代田区のイメージアップ等の政策効果は十分に生じているものと考えております。観光協会では、活動に必要な財源の大部分を区からの補助金と出捐金で賄っていることを十分に認識しており、最小の経費で最大の効果を上げるべく努めております。区としましても、費用対効果を考慮した効果的な事業展開がなされているか、必要な検証等に努めてまいります。

次に、生活環境条例に基づく表示板のデザインについてですが、議員ご指摘のとおり、現在の路上喫煙禁止サインは、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、平成27年に策定された「千代田区公共サインデザインマニュアル」に従って更新したものです。更新に当たっては、禁止行為を周知するためのものであり、視認性を重視すべきではないかのご意見も踏まえ、ピクトグラムと文字のサイズを大きくしたり、黄色や赤色を織り込んで視認性を確保したりすることとし、現在のデザインに決定させていただきました。路上喫煙禁止サインを含む区内の公共サインは、単にサインとしての目的を達成すればよいというだけではなく、風格あるまち千代田にふさわしい統一感があって、なおかつ景観にも配慮したものとすることが求められているものと認識しております。生活環境条例の効果的な周知につきましては、表示板のデザインも含め、様々な方法を組み合わせることにより、最も効果的なものとなるよう引き続き検討してまいります。

〔行政管理担当部長古田 毅君登壇〕

○行政管理担当部長（古田 毅君） 西岡議員のご質問のうち、初めに、防災会議及び避難所運営対策についてお答えいたします。

まず、防災会議につきましては、災害対策基本法及び千代田区防災会議条例により定められ、主として地域防災計画の修正に際し、開催されております。また、その委員につきましては、条



例に定められた指定の職または指定の組織を代表する方への委任となっており、その役職者が女性ならば女性の割合が増加するというような状況でございます。なお、委員を女性に指定して依頼することにつきましては、性別の限定ということではできませんが、できるだけ女性の参加が可能となるよう、運用上の工夫などで働きかけを検討してまいります。

なお、防災会議開催に至るまでの地域防災計画の修正内容の検討に際しましては、女性目線の防災対策を推進するため、これまでも部会を設置することやパブリックコメントなどを通して、可能な限り女性や子どもの観点を取り入れる取組をしてきたところでございますので、今後も指摘を踏まえ様々な工夫をして取り組んでまいります。

次に、コロナ禍での避難所運営に関する検討でございますが、避難所開設時の感染対策につきましては、現在、各出張所で開設される自主避難所の運用について優先的に取りまとめております。小・中学校などの各地域の避難所につきましては、自主避難所における感染症対策を基本としながらも、各施設での詳細な検討が必要なため、少しお時間を頂きますが、順次取り組んでまいります。その際、女性や子どもの視点を取り入れることにつきましては、各施設の特性を把握している施設関係者の意見などを参考とするほか、各避難所運営協議会の女性委員のご意見を伺うなど、より多様なご意見を反映できるよう努めてまいります。

次に、広報広聴施策に関するご質問にお答えいたします。

まず、今後の広報広聴の在り方についてでございます。区では、今年度、広報千代田の全戸配付の実証テストを通して、コストや配付日数、配付時の課題など、また周辺区の実施状況などからその効果なども検証しているところでございます。全戸配付の必要性は区としても十分に認識しているところであり、今後、ご提案のありました区政モニター制度の拡充を通じた意見収集なども含めまして、最適な全戸配付の方法を選択してまいりたいと考えてございますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、区政モニターの謝礼方法につきましては、他自治体の事例なども参考に研究してまいります。

また、SNS等の活用では、8月より導入したLINEの機能を利用しまして、プッシュ型の広報紙配信はもちろん、区民の皆様の個々のニーズに合わせて情報を提供する、いわゆるセグメント配信も可能でございますので、できるものから順次活用してまいります。さらに、子ども向けの情報発信につきましては、来年度に広報紙面での工夫やアニメーションによる映像広報を検討しており、より一層区民の皆様が親しまれる広報に努めてまいりたいと考えてございます。

次に、情報発信に関する千代田区観光協会や地元企業との効果的な連携についてでございます。豊富な観光資源や数多くの企業が立地する環境は、全国にはない千代田区ならではの特徴であると認識してございます。区としても、情報発信の面において大いに連携・活用していくべきものと考えており、観光協会とは共同の勉強会の開催、映像制作、近く公開される千代田区を舞台とした映画のPRなどで連携を図っているところでございます。また、区民生活の向上につながる企業のCSR活動においては、各企業とも広報部門が担っているケースが多く、これらと行政のニーズをつなぐ橋渡し役についても、今後の区の広報部門に求められる役割の1つであると考え

ております。

最後に、マスコミ対応に関する一定のルールづくりの必要性についてでございます。議員がご指摘のように、区には記者クラブが設置されておらず、マスコミ各社に対しての明文化した取材ルールがございません。また、近年では、新聞社、テレビ局所属の記者の方以外でも個人で容易にウェブ配信が行われる環境にありますので、一般の区民の皆様も手続等で来庁されているこの庁舎内においては、一定のルールを明示していくことが必要であると考えます。この件につきましては、マスコミ各社からのご意見、ご理解も頂きながら、庁内並びに区議会事務局とともに対応を検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（小林たかや議員） 次に、1番小野なりこ議員。

〔小野なりこ議員登壇〕

○1番（小野なりこ議員） 令和2年第3回定例会におきまして一般質問をさせていただきます。

コロナの感染者数が日々報じられている中、さきの台風10号が九州を直撃いたしました。お亡くなりになった方のご冥福をお祈り申し上げるとともに、被害に遭われた皆様、そしてコロナに罹患され療養中の皆様にも心よりお見舞い申し上げます。

この数か月、世界中でこれまでの常識が一変し、ますます先の読みにくい時代になったと誰もが思っています。計画的に進むことが当たり前だった公的機関も、計画の中止、見直しに加え、予想しなかった事態への素早い対応などが求められ、従来の仕事の進め方では状況に応じた適切な業務遂行が困難だと感じたのではないのでしょうか。このような時代だからこそ、単にコロナ前に戻るのではなく、これを好機と捉え、一気に変化を加速すべきこともあります。今回は、急ぎ進めたい2点について質問です。

まず1点目は、**今後の区民サービス向上に必須となる庁内のデジタル化推進について**です。

コロナの収束が見えず、長期化が懸念される中で、急遽優先度を上げて進めることが必要になったデジタル化です。（スクリーンを資料画面に切替え）

総務省は、地方自治体の業務プロセス、情報システムの標準化の検討内容を公開、地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの改定検討会では、ご覧のとおり、新たなモデルのイメージも公開されました。最近では、3回にわたる自治体職員向けの自治体ピッチを開催し、デジタル化について具体的に推進するための検討が活発に行われています。（スクリーンを元に戻す）（スクリーンを資料画面に切替え）

東京都は、バーチャル都庁と銘打って構造改革推進チームを発足させ、コアプロジェクトを7つ掲げました。デジタルトランスフォーメーションをはしごにQOSを飛躍的に向上させ、都民の期待を上回る価値を提供しようとして最優先で取り組むべきことをコアプロジェクト化しました。制度上の課題と解決に向けたプロセスを明らかにし、今年度中には仮称「都政の構造改革実行プラン」も策定される予定です。投影中のプロジェクト2、プロジェクト6、プロジェクト7ございます。字が小さくて恐縮なんですけれども、プロジェクト2については5つのレスということによく知られていると思います。この中で、タッチレスというのがまさにニューノーマルというところで1つ加わったものというふうに解釈できるのではないのでしょうか。その他プロジェクト

6、7は質問に関連がありますので、後ほど出てまいります。（スクリーンを元に戻す）

昨日、答弁されていましたが、特別区長会調査研究機構では、特別区のスケールメリットを生かした業務の効率化とコストの削減について研究がされています。それぞれ異なるレイヤーでデジタル行政についての検討が進んでいますが、共通項は住民サービスの質向上、共同利用、可能なシステム、標準化、共有化と言えます。千代田区ではどのような検討がされているでしょうか。全庁的なリプレースの計画がありましたが、コロナによって区民サービスや区民との関わり方、そしてそれに伴う庁内での仕事の進め方、職員の働き方にまで至る抜本的な見直しの必要性を感じていらっしゃるのではないのでしょうか。

また、将来的には生産人口減の時代を迎え、人材の獲得も困難になる中、窓口サービスの利便性向上、地域や暮らしの支援、高齢者の増加による福祉の充実などが期待されます。そんな未来を予想して職員の皆様には一層柔軟に発想し、横断的な協力や連携を図りながら実践していくための意識と行動の変容、業務改革が求められると考えます。（スクリーンを資料画面に切替え）

デジタル化により、空いた時間とコストを職員の政策形成や価値創造につなげ、サービスデザインの観点を全職員が持つためにも必要な環境整備を今から早い段階で整えることが必須と思います。これは都政構造改革のコアプロジェクト6にも似ています。デジタル化をスピーディーに進めるためには、片手間になりがちなプロジェクトチームより全庁のデジタル化について責任を持って推進する専門部署が必要です。（スクリーンを元に戻す）

コロナ禍で現場は既存のルールなどに阻まれながらも可能なことを見出し、職員間のリモート会議、区民とのリモート意見交換など、試行錯誤で進めてくださいました。ここから本腰を入れたデジタル化は改革の範囲も広く、深く、区長、副区長の本気度が必要です。

そこで2点伺います。1つ目が、所管を超えた取組や価値共創に必要な環境整備、業務改革、働き方など、人に関わる改革についてお考えをお聞かせください。

2つ目、スピード感を持って進めるための組織体制構築へのお考えと区の姿勢について率直にお聞かせください。（スクリーンを資料画面に切替え）

2点目は、**L I N Eの活用で区民との新たな接点創出と価値を生み出す取組**についてです。

千代田区の公式L I N Eがリリースされ、8月20日全戸に配付された広報千代田災害特集号にL I N E開設の案内が掲載されました。友達登録者数は9月14日時点で1,953名とのこと、まずはコロナ関連や災害に関する情報をお届けするところから始まりました。（スクリーンを元に戻す）

安全・安心メールも活用している区民からは、L I N Eは使い勝手がよいし、家族と情報が共有しやすい。情報量がまだ少ないが今後の千代田区公式L I N Eの役割に期待していますなどの声が寄せられています。今後、風水害の可能性もあるため、より多くの区民に登録していただき、安全に関わる情報が行き届くよう、公式L I N Eの登録者数と登録者層を増やす支援の実践が必要です。例えば、出張所で公式L I N Eのご案内を口頭で実施し、登録の仕方が分からない方には職員が支援をして差し上げるのはいかがでしょうか。幸いこちらのご案内です。こちら実際の実物なんですけれども、これを窓口にも設置をしてくださるということです。こうしたものが飾

りにならないようにしっかりと活用をしていただきたいというふうに願っております。（スクリーンを資料画面に切替え）

今後のLINE活用も検討されていると思いますが、まずは安全・安心情報の発信をお願いします。今寄せられているお声の一部として、防災無線の内容が聞き取れないのでLINEでも知らせてほしい。昨年の台風で避難所に行ってみると、開いていないところもあったので開設情報をタイミングよく知らせてほしい。大型の台風予報にもかかわらず、ごみが出されて飛散していた。注意喚起情報などをLINEで告知してほしい、などのお声があります。（スクリーンを元に戻す）（スクリーンを資料画面に切替え）

その他もLINEの活用がさらに広がり、東京都はコロナウイルス感染症で軽症者の容体をモニタリングする「自宅療養者モニタリングシステム」を9月1日に導入しました。多くの保健所では療養者の状態把握のため電話による聞き取りを毎日行っており、その過大な業務負担の軽減にもつながります。今後ますます必要になると考えられている高齢者の継続的な見守りサービスへの活用も期待したいところです。電話もよいですが、顔色が見えません。LINEやズームなどリモートで職員やボランティアの人が様子をうかがうのもよいですが、人手が限られています。今後の継続的な見守りにはチャットボットシステムの検討もあり得ると思います。一例としてチャットボットを使った「おせっかい猫の見守りサービス」です。1か月のトライアルにご参加の90組の皆様は、おせっかい猫とのコミュニケーションを毎日の習慣にした方が多く、実際に歩き始めたり、運動し始めたり、タンパク質中心の食事を採られたり、行動変容された高齢者が4割を超えたそうです。継続した毎日の接点が安否確認だけでなくフレール対策にも貢献すると感じました。（スクリーンを元に戻す）

もう一例が、まちづくりにLINEを生かした事例です。先月、環境まちづくり部による都市計画マスタープランのオープンハウスが区内8か所で15日間開催され、区民と直接意見交換する場がありました。今回新たな試みとして会場に行けない方はリモートで意見交換ができる方法も用意され、5組のリモート意見交換が実施されたそうです。参画の方法に選択肢を設けるのは手間ですが、今後ますます求められると考えます。より多様な意見を広く集める手段としてもLINEは活用できそうです。ほかの自治体では、区政やまちのコミュニティに参加経験のない人々が多数参加し、その後のコミュニティへの参画や委員のメンバー選定にも変化があり活性化につながったとのことです。（スクリーンを資料画面に切替え）

小平市は、公式LINEを開設しないままパブコメアカウントをトライアルで実施したそうです。年齢層の選択だけで、個人情報の入力は不要です。未来のまちの担い手となる子どもからも意見が届くよう、また家族で関心を持ってもらえるよう工夫をしたそうです。「キッズ」を選ぶと役所の本サイトに飛び、総合計画をキッズ版で視聴し、理解した上でパブコメに参加できる仕組みです。（スクリーンを元に戻す）

ほかにも様々な活用事例がありますが、問題解決に必要な目的を達成するために、情報セキュリティ対策や現行の個人情報保護制度が変わるのを待たなくても実施可能な区民サービスはあります。LINE活用について、現行の制度に阻まれアイデアを諦めてしまうかもしれません。で

すが、まずは職員の皆さんが自由に発想し、いろいろなアイデアを共有してはいかがでしょうか。

以上を踏まえ、2点伺います。公式LINEの登録者数と登録者層を増やす支援について、どのような検討をされているのでしょうか。

2つ目、各種課題解決への積極的なLINE活用と職員の政策形成につながる活用の試みについて考えをお聞かせください。

以上、今後の区民サービス向上に必須となる庁内のデジタル化推進についてと、LINEの活用で区民との新たな接点創出と価値を生み出す取組についてでした。区長、関係理事者の積極的なご答弁を期待し、質問を終わります。ありがとうございます。（拍手）

〔政策経営部長細越正明君登壇〕

○政策経営部長（細越正明君） 小野議員の庁内のデジタル化推進に関するご質問にお答えいたします。

初めに、所管を超えた取組や価値共創に必要な環境整備、業務改革、働き方など、人に関わる改革についてですが、議員ご指摘のとおり、職員一人一人の意識と行動の変容が重要であることは認識しております。区は、デジタル化社会を見据えて、これからの時代のニーズに沿った区民サービスを提供するため主要システムのリプレースを計画しています。このたびのコロナ禍により、当初スケジュールを1年延期し、リプレース要件の見直しを検討しています。その過程において、例えば、現在、区が提供している行政サービスが区民ニーズに込えているのか、個人情報を守られているのかなど、ウィズコロナ、アフターコロナを踏まえた新たな視点で職員に思考させることが肝要であると考えております。

デジタル化社会の到来は時代の要請であり、この潮流はこのたびのコロナ禍によって加速することになります。区は、これを契機に庁内のデジタル化を進めることが肝要であり、そうした観点からリプレースの目的を明確化し、情報共有の仕組みづくりや情報リテラシー向上に向けた研修など、職員の自覚を促す取組を検討してまいります。

次に、スピード感を持って進めるための組織体制の構築についてですが、庁内横断的な専門部署の必要性については認識しております。国も省庁の縦割りを排した司令塔としてデジタル庁を創設しデジタル化を推進することになります。新しい生活様式は、従来の行政サービスや職員の働き方を新たな発想で抜本的に見直す絶好の機会となります。区は、こうした機会を捉え、デジタル技術の活用による業務効率化を進めていくことが肝要であり、その実現に向けてどのような組織体制が最適であるか、全庁的に検討してまいります。

〔行政管理担当部長古田 毅君登壇〕

○行政管理担当部長（古田 毅君） 小野議員のLINEの活用に関するご質問にお答えいたします。

本区では、フェイスブックやツイッターを活用した情報発信を既に行っておりましたが、このたび国内最大規模のユーザー数を持ち、SNSの中でも若い世代からお年寄りまで幅広い世代にユーザーが多いLINEの活用を開始いたしました。

まず、公式LINEの登録者数でございますが、昨日現在で2,013人となっております。開

設1か月前に2,000人を超えてございます。公式フェイスブックが開設7年間で2,300人であるのと比較しても順調に増加しております。登録者数と登録者層を増やすための支援策につきましては、広報千代田での引き続いての告知に加え、現在、月間約30万人が訪れる区のホームページトップ画面での告知をスタートしてございます。また、区民の皆様が本庁舎や出張所の窓口にお越しいただいた際に、ご案内や登録のご支援ができるよう関係部署との調整も行っているところでございます。

次に、各種課題解決への積極的なLINE活用と政策形成にもつなげる活用の試みについてでございます。LINEは、単なるSNSとしての機能から、各種サービス提供のインフラにもなり得ることを、昨今の各種事例により承知しているところでございます。本区としましても、現状は災害情報の発信や広報が主体でございますが、今後はそれぞれの施策やライフスタイルに応じて、共通のニーズや価値観を持つ皆様をグループとして有用な情報の提供を行うセグメント配信を検討してございます。これにより、庁内各課による政策形成はもとより、ご紹介いただいたように、区政の様々な場面において、区民の皆様がより親しみを持ってご利用いただけるツールになるものと考えてございます。

○議長（小林たかや議員） 議事の都合により、休憩します。

午後3時14分 休憩

午後3時24分 再開

○議長（小林たかや議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

6番岩田かずひと議員。

〔岩田かずひと議員登壇〕

○6番（岩田かずひと議員） 2020年第3回定例会一般質問をさせていただきます。

皆さんは輻射熱という言葉をご存じでしょうか。聞き慣れない言葉ではありますので、少々輻射熱について説明させていただきたいと思えます。

温度が高く、熱い物体は、終始赤外線を放っています。これを輻射あるいは放射と言います。常温の物体も赤外線を放っていますが、物体の温度が高くなればなるほど放つ赤外線の量がうなぎ登りに増えます。それはサーモグラフィを使えば一目瞭然で、赤外線の放出量の分布量を色で表示して見える化し、熱いところが赤く表示されることはご存じだと思います。そして自分の近くに熱い物体があれば、自分もその熱を感じ暑くなってきます。これは、熱い物体から放たれる赤外線が自分の体に当たって、体が赤外線を吸収するからです。熱い物体が付近の空気を暖めて気温が上昇したわけではなく、気温が低くても熱い物体が近くに存在するだけで体が熱せられるわけです。つまり、特徴としては電磁波を介して熱が移動し熱伝導のように触れていなくても熱が伝わるのです。対流のように空気などを介さなくても伝わる熱であり、電磁波は真空中も移動できるため、太陽によって暖かくなるのは輻射熱によるものと言われています。参考は「リノベ不動産」、そして「日刊Sumai」でございます。

毎年毎年暑い夏に困っている方も多しいと思います。ニュースで流れる最高気温の数字以上に暑

さを感じているのではないのでしょうか。それは全く気のせいではありません。輻射のせいなのです。千代田区は周りを見渡せば熱く熱せられたアスファルト、ブロック塀、コンクリートの床など、我々はこういったものから放たれる赤外線を受取り暑くなっているのです。気温とは別に輻射により熱せられて体感温度が高く感じるのです。だから、夜になっても気温が下がらず、熱帯夜が続くのです。2018年の最高気温30度以上の日は68日間、最低気温25度以上の夜である熱帯夜は42日間でした。先日、ある民放のアナウンサーがヘリコプターを使い、上空から夜のまちをサーモグラフィで撮影しながらレポートした際、道路もビルもマンションもみんな真っ赤に表示されていました。

では、この暑い夏を乗り切るためには、どうすればいいのでしょうか。それは莫大な費用がかかる上に効果も大して期待できず、人が立つ高さでは逆にアスファルト舗装よりも気温や紫外線が高く熱中症のリスクが高まるとさえ言われている遮熱舗装や、新たな電源を用いた上にほんの一部しか涼しくならないドライミスト装置ではなく、自然のものが望ましいのは言うまでもありません。それは例えばよしずであったり、打ち水、街路樹などが挙げられます。

では、超高層の建物に対してはどのように対処すればいいのでしょうか。例えば日本テレビがもしも現在の地区計画に反するような150メートルの超高層ビルを建てたらを例に挙げてみます。高さ150メートルのよしずをビルに立てかけるのでしょうか。それとも屋上から何十トン何百トンもの水を流し続けるのでしょうか。どちらも物理的に不可能です。でもたった1つだけ確実な対処方法があります。それはこれ以上超高層建築物を建てさせないようにすることです。輻射熱の説明は既にいたしました。建物が大きければ大きいほど大きなストーブを抱えているのと同じことだからです。これについて、区はまちづくりにどのような方策を取るのかお答えください。

また、一向に収束の兆しも見られないコロナ禍にあっては、働き方や学び方といった生活そのものが変化を求められています。3密になるものは今後極力避けるべきではないのでしょうか。超高層オフィスビルやタワーマンションも3密の原因となるものですが、ある意味働き方改革を実行している企業が増えています。

毎日新聞によりますと、コロナ感染拡大で密を避けるため、企業の脱東京が広がっているそうです。テレワークがこれだけ普及した今、もう東京に本社を置く利点はない。高い賃料を払って東京に本社を置く意味はない。テレワークできることになり出社が不要になった。社員の地方移住を認められたので一家で地方に移住を決めた。地方在住の社員でも本社の業務ができるなどの声もあり、脱東京を考える企業が増えています。

ただ、東京データバンクによると、新型コロナ感染拡大前から脱東京の動きはあり、去年は東京都から他県へ本社機能を移した企業は、転入した580社より49社多い629社でした。この転出超過は2016年から4年連続でした。政府は2015年度から、東京23区から主に関東圏以外に本社を移した企業を対象に税制を優遇する地方拠点強化税制を始めているし、地方の自治体は企業誘致のために独自に優遇制度を設けたりしており、今後はさらに脱東京に拍車がかかるだろうと見られています。

実際、トヨタもカルビーも富士通もアステラス製薬も日立も伊藤忠商事も、ヤフーほか各社大手企業も、テレワーク推進や本社移転、事務所閉鎖など何らかの対応をしています。

また、読売新聞によりますと、新型コロナ感染拡大の影響でオフィスの空きが目立ち始めているというのです。オフィス仲介大手の三鬼商事によると、東京都心の7月の空室率は2.77%、前月比で0.8ポイントのプラスです。5か月連続の上昇です。テレワークの広がりを受けて企業がオフィスを縮小したり、業績悪化で新規の入居契約を見送ったりしたことが原因とのこと。大手不動産業者からは絶好調だった去年からは状況が一変した。オフィスビル開発戦略の見直しが必要との声が上がっています。

同様に千代田区でも今後空きオフィスや空きマンションの増加が懸念されます。そんな折に容積率を緩和し、超高層建築物を建てられるようにするなど、自分で自分の首を絞めるような行為です。ただ、幸いなことに、現在、日本テレビが超高層ビルを計画していると言われている周辺には地区計画があり、最高60メートルという高さ制限がかかっています。日本テレビが高度利用を検討していることは、協議会での発言や日本テレビの番町再開発事務局の方が、60メートルである今の高さ制限内では無理ですと発言した私との会話から明らかですが、区が現在の都市計画マスタープラン、地区計画を変更してまで一民間企業にくみする政策を行うのであれば、それこそ第2の区長のマンション優先購入問題かと区民の皆さんから疑念を持たれかねません。ちなみに2019年第1回定例会の代表質問で木村議員の発言にもありましたが、麴町駅のバリアフリー化、広場の設置、道路の拡幅という町会長などが求める3つの要望は私はもったもなしなことだと思います。しかも、現行の地区計画はその要望に対応できる枠組みになっています。ですから、住民の皆さんの私たちがつくった地区計画を守れという主張と決して矛盾するものではありません。問題は地区計画の枠内で3つの要望を真剣に検討しようとしめない日本テレビの対応です。というのはまさにそのとおりだと思います。つまり区民の要望は現在の地区計画の範囲内で実現できるのです。

これらの状況がある中で、区は都市計画提案制度を使った開発に合意したり、都市計画マスタープラン、地区計画を変更するなどしてでも日本テレビに現在の高さ制限60メートル超の建築物を許可するのでしょうか、お答えください。

以上で質問を終わります。（拍手）

〔まちづくり担当部長加島津世志君登壇〕

**○まちづくり担当部長（加島津世志君）** 岩田議員の今後のまちづくりについてのご質問にお答えします。

まず、建築物からの輻射熱のまちづくりへの影響についてのご質問にお答えします。ヒートアイランド現象は、都市の中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象で、その要因として、建物や自動車など、人工排熱の増加、緑地の減少とアスファルトやコンクリート面など地表面被覆の人工化、そして密集した建物による風通しの阻害や天空率の低下など、都市形態の高密度化の3つが挙げられます。ヒートアイランド現象はこの3つの要因が複合的に作用しており、建築物からの輻射熱もその問題の1つであるにすぎません。しかし、ヒートアイランド現象は長年に



わたる都市形成の結果として生じてきた環境問題であるため、対策に取り組むに当たっては長期的な視点を持ち、まちづくり全体に視野を広げた総合的な対策を計画的に実施していくことが必要です。

一般に超高層建築物等の大規模な敷地で建物を建てる場合は、空地を確保して緑化するため地表面が蓄える熱は減るといふ面もあります。個別建物の建築に当たっては、引き続き建築物環境計画書制度により環境性能の向上に努めるとともに、一定の規模の開発の際などには環境への配慮を誘導することで、ヒートアイランド現象の緩和に向けたまちづくりを推進してまいります。

次に、新型コロナ禍を踏まえたまちづくりについてのご質問にお答えします。

新型コロナウイルス感染症の蔓延は、多方面にその影響を及ぼしており、業務機能については、業務継続性を確保するためリモートワークが普及したことなどに伴い分散の議論があることも承知しております。新型コロナウイルス感染症の収束後においても、家庭やオフィスなど、都市活動の様々な場面でいわゆるニューノーマルへの移行が求められるものと認識しております。

まちづくりについては、様々な環境変化に対応し、都市の課題解決を図り、人々の生活と活発な都市活動を持続可能なものにするために進めていくものと認識しておりますが、新型コロナ禍を受け、今後における感染症パンデミックの可能性や働き方改革などを踏まえたまちづくりについてもしっかりと検討する必要があると考えております。

ご指摘のように、既に地区計画が定められている地域において、仮に高さの緩和も含めた検討を行う場合には、例えば現行規定において想定される計画を1つの比較対象としながら、それより高度利用化、高層化した際に、併せて整備される駅出入口のバリアフリー化や広場空間の効果等について、新型コロナ禍を受けた今後のまちづくりの在り方も踏まえて、議論を行って進めていく必要があると考えております。都市計画にはこうした変化を踏まえて見直す必要が生じたときの変更の手續が規定されており、地区計画についても同様の認識でございます。

**○6番（岩田かずひと議員）** 6番岩田かずひと、再質問させていただきます。

都心の夜が暑いのは輻射熱も要因の1つという答弁を頂きました。そのとおりです。で、空地を広く取ると、というようなお話がありましたけども、空地を広く取っても建物自体が熱くなるということをお話しています。暑いからエアコンをつける。で、エアコンをつけると、室外機からは熱風が出る。そうすると、熱風で暑くなる。また暑いからエアコンをつける。負のスパイラルになるわけですね。原因が分かっているのに超高層を推進するのか。開発のために街路樹も切っちゃうのか。特殊な舗装をしたり、ドライミストでは、根本的な解決にはなっていないんです。だから、まちづくりもそういうのも考えてやるべきなんじゃないかなというふうに私は思っております。コロナのこともあります。今後、脱東京が加速化すれば、空きマンションや空きオフィスが増えて負の遺産が増えるし、そもそも超高層は人が多く集まり、3密が生じる。そういうことも見越して、容積率の緩和の是非についても、より厳格に考えるべきなのではないかなと思っております。

殊に日テレに関する地域については、2年以上前から、ずっと総合的に勘案してとか、今後考えてまいりますばかりで、そろそろ、区民に寄り添って規制するのか区民の反対を押し切って緩

和するのか、方向性だけでも明らかにするべきではないかと思っておりますので、引き続き答弁をお願いいたします。

〔まちづくり担当部長加島津世志君登壇〕

○まちづくり担当部長（加島津世志君） 岩田議員の再質問にお答えさせていただきます。

輻射熱のお話だったと思います。それに関しましては、先ほどご説明したように、ヒートアイランド現象全体の中の1つでありますので、そこだけ解決しても都市の暑さ対策にはならないと思いますので、全体で考えながらまちづくりを進めていくべきものだというふうに考えております。

また、コロナ禍のまちづくりに関しましても、先ほど申し上げたとおり、ニューノーマルの移行していくという形ですので、そういったものも踏まえてまちづくりを検討していくべきだろうというふうに考えております。

最後に、日本テレビさんの計画に関しましても、やはり先ほど申し上げたように、今の地区計画のままであそこの地域のまちづくりが果たしているのかどうかということ、今後、地域の方々も含め検討して、変更する必要があるれば、そういった手続を進めていくべきだろうというふうに考えております。

○議長（小林たかや議員） 次に、24番桜井ただし議員。

〔桜井ただし議員登壇〕

○24番（桜井ただし議員） 質問に入る前に、新型コロナウイルスに罹患をされた方々にお見舞いを申し上げますとともに、台風10号によってお亡くなりになられた方、被害を受けられた方々にご冥福とお見舞いを申し上げます。そして一日も早い復旧・復興を、心よりお祈りを申し上げます。

それでは、千代田区議会自由民主党の一員として一般質問をいたします。

今回は、新型コロナウイルス感染症に関連して、これからの寒い時期での再流行や第3波、第4波が起こることを考え、保健所機能の強化、拡充と長年の課題として区内料飲店、食料品販売店より要望の高い弁当の移動販売、路上販売について質問をいたします。

本区の保健所では、保健衛生や薬物、公害補償、動物愛護などの地域保健に関すること、また、環境衛生、食品衛生、医務薬事などの生活衛生に関すること、健康推進や保健予防、感染症対策、歯科、栄養相談に関する健康推進に関することなど、担当範囲は大変幅広いものがあります。その中であって今年の3月、4月の新型コロナウイルス感染症の第1波では大変なご苦勞をされました。

議会も区民の健康と命を守るためにご尽力を頂いた医療従事者をはじめ、様々な関係者の皆様に対して経緯と感謝を表すための決議を行ったところであります。

その後の新型コロナウイルス感染症の対応においても、保健所をはじめ、医療関連、衛生関連の皆様には、区民の命と健康を守る上で大きな役割を担っていただいていることがよく分かりました。しかし、感染が猛威を振るい始めた頃は医療崩壊が起こるのではないかと心配され、保健所職員だけでなく、東京都から応援を頂いたり、区庁舎4階に新型コロナウイルス感染症専用のコールセンターを設けて、看護師が電話相談を行うなど、不足する保健所のスペースを補完する対応がなさ

れました。

そこでお尋ねします。今回のコロナウイルス感染症に対する区の対応について、まず区の見解を求めます。今回の対応を振り返る中で、私は、区民の安全・安心と命を守るために、幅広い専門的な知識や技術を有する職員のマンパワーが必要であり、保健所の職員体制の強化を早急に図るべきだと考えますが、区のお考えをお聞かせください。

次に、スペースについて伺います。このことを考えるとき、今から10年前、平成22年9月に新たな現在の保健所がオープンしたときのことを思い出します。それまでは旧千代田保健所と旧麴町庁舎があり、2つの保健所が1つに統合されて現在の千代田保健所が誕生しました。旧千代田保健所3,680平米、旧麴町庁舎2,535平米、合計でも6,215平米に対して、現保健所は約半分で2,948平米で、しかも全館で約90名しか座るスペースのないところに、今回のコロナ対応で100名を超える職員や関連する皆さんが入館をされて対応をされました。

要は、人を増員するスペースがない状態の中で、コロナウイルス感染症の対応をされたのです。これだけでも大変なご苦勞をされていたことがよく分かります。同様に、千代田区で民泊指導課が誕生したときも、保健所にスペースがなく、本庁舎の3階、保健福祉部にデスクが置かれています。平成22年、当初2つの保健所には研修などに使用する会議スペースが双方にあり、これが1つになれば何とか対応できるとしていました。保健所事業の整理、設備機能の統合を行うことで解決できるとして移転を決めたのです。しかし、新型コロナウイルス感染症への対応には、人的対応だけでなく、作業スペースや関連機材の確保など、ハード、ソフト両面にわたる対応が求められています。

当時の予算・決算特別委員会の資料の中に注目すべき資料がありました。以前の保健所、神田と麴町にありましたが、の課題として、人口の増加により保健事業の対象者も増えており、床面積にゆとりがなく、事業スペースのみならず職員の事務スペースも確保できない。特に乳幼児が健康診査などの母子保健事業において顕著になっている。また違法民泊の急増、飲食店の増などの環境衛生、食品衛生部門における新規の行政需要の増加などにより、事務事業が増加しているが床面積に限りがあり、この旧保健所では十分な対応ができないと報告されています。しかし、新保健所のスペースは先ほど述べたとおり、以前の半分に削減されており、この矛盾をどう説明されるのでしょうか。10年が過ぎた今納得できる答弁ができるのでしょうか、お答えを頂きたいと思います。

特別区の中では、保健所のほかに保健センター、保健相談センターなどを設け、幅広い区民の保健相談、指導、地域保健に関する必要な事業を担当しているところが多くあります。中央区や新宿区、墨田区、目黒区、ほかにもございますが、千代田区も人口増に伴い保健所機能を兼ね備えた健康センターなどを設置してはいかかかと思いますが、区の見解を求めます。今後を見据え人的強化とスペースの確保が早急に必要です。区のお考えを伺います。（スクリーンを写真画面に切替え）

次に、コロナ禍における弁当の路上販売への区の対応について質問をいたします。

コロナ禍にあって、区内の飲食店は大変厳しい経営を強いられています。来店客には消毒用

のアルコール、マスクの着用、ボードの設置をして、座る位置までを決め、営業時間の制限まで行って感染予防に取り組んでいます。その上、高い固定資産税や高い家賃を払い、販売店の維持費を負担する区内料飲店、食料品販売店が路上販売業者に不満を持たれるのは当然の話です。その上、区内の飲食店では、定期的に保健所の指導を受け食品衛生に努めています。行商などの販売車ではそのような指導を受けているのでしょうか。仮に販売をした弁当が基で食中毒などを起こした場合、どのように業者を特定するのでしょうか。まずは車道、歩道、私有地などに車両などを置いて弁当の販売をする路上販売に対して区はどのような監視指導をしているのでしょうか、伺いたいと思います。また、移動販売車にはどのような予防対策が施されているのでしょうか、お聞かせください。（スクリーンを元に戻す）

平成27年10月より路上で弁当を販売する場合には、東京都の条例、食品製造業等取締条例により、主たる営業地の保健所で弁当等人力販売業の許可を取得することが必要となりました。中央区では、平成22年より路上弁当販売監視員を設置して定期的にパトロールを行っています。千代田区では1か所にとどまらずに売る行為、この行商人ですが、の販売を早くから取締りを行ってきました。また、歩道上の販売についても許可をしていないと聞いております。しかし、千代田区で許可をしなくても、ほかの自治体で許可を得た業者であれば許可証を提示して千代田区での販売ができてしまいます。このような現状の下では、むしろ都による広域的な判断に頼るしかないようにも思いますが、都心区では主にどのような対応をされているのでしょうか、伺います。また、路上に駐車することから、交通安全面からも警察とどのような連携、指導をされているのかお聞かせいただきたいと思ひます。

最後に、令和3年、来年の6月に食品衛生法が改正される予定と聞いております。路上販売がこの改正によってどのように変わるのか、飲食店にとっても何が変わるか、お聞かせください。

以上、新型コロナウイルス感染症に関連して2点について伺いました。区長をはじめ関連理事者の明快な答弁をお願いして一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

〔地域保健担当部長原田美江子君登壇〕

○地域保健担当部長（原田美江子君） 初めに、桜井議員の保健所機能強化を図るべきとのご質問にお答えいたします。

まず、これまでの新型コロナウイルス感染症に対する取組としまして、今年1月の国内患者発生に伴い、保健所では健康危機管理体制を敷くとともに、区民への感染予防の普及啓発及び電話相談窓口を整備してまいりました。そして、患者が発生した際には、入院調整、患者搬送を行い、自宅療養患者に対しては健康観察を実施しております。さらに、患者への聞き取り調査に基づく区内事業所等への積極的疫学調査及び感染拡大を防ぐための濃厚接触者等に対するPCR検査を行っております。また、4月の緊急事態宣言時、感染が拡大する中で、PCR検査件数を増やすために九段下仮設診療所を開設し、PCR検査センターを開始するなど、感染拡大の防止や医療崩壊を防ぎ、区民の命と健康を守るため、国や都、地域の医療機関等と連携・協力し、新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでまいりました。

区民の患者発生数は9月11日時点で111人とどまっております、対策の効果はあったと考へ

ております。

次に、保健所の職員体制の強化につきましては、これまで様々な感染症対策を行うに当たっての人員増の必要性に対し、人事担当部署などと調整し、事務職や保健師等の配置変更や派遣看護師によるコールセンターの設置、東京都職員による応援受け入れなど、様々な手段を講じてマンパワーの確保に取り組んでまいりました。

議員ご指摘のとおり、保健所には医師、保健師、衛生監視員、検査技師、栄養士、歯科衛生士、事務職など、様々な専門知識や技術を有する職員のマンパワーが必要であります。今後再び起こるであろう新型コロナウイルス感染症の再拡大や新興感染症の世界的な流行に備え、保健師など健康危機管理等の有事の際に必要な専門職の増員を計画し、任期つき採用などの多様な採用手段を用いることで保健所の職員体制の強化に努めてまいります。

次に、保健所の事務スペースの課題についてお答えいたします。

平成11年4月、組織改正により神田保健所と麹町保健所を統合し、保健所1所体制となり、現在の千代田保健所に移転するまでは旧千代田保健所及び旧麹町庁舎の2か所で保健所業務を行ってまいりました。この時点においても麹町庁舎に食品衛生担当部署の一部を残し、旧神田保健所に保健所事務機能をまとめたことから、既に事務スペースの課題がございました。そのため、現在の保健所を建設するに当たっては3階を多目的ホールとして会議や健診に活用できるよう工夫を施したところです。また、1か所にマンパワーを集約することで限られた人材の有効活用や組織の柔軟な運用を可能にする機能強化に努めてまいりました。ただし、議員ご指摘のとおり、これまでも民泊施設への対応や受動喫煙対策など、新たな事業の増加に対し、事業の整理や区庁舎内スペースの有効活用など、様々に工夫してまいりましたが、このたびの新型コロナウイルス感染症対応においてさらなる事務スペースの確保が必要な状況となりました。今後は、事務スペースの確保を図るため、緊急避難的措置として保健所以外の区有施設の活用を検討してまいります。

また、保健センターに関するご質問にお答えいたします。

自治体によっては、人口や面積の関係から保健センター制を用いている場合がございます。当区においては、人口規模や利便性、健康危機管理や災害時医療など、有事の際を考慮すると、各担当部署が1か所にまとまって迅速かつ確に対応することが望ましいと考えております。しかし、さらなる保健所業務の増大に備えた人員の増強や組織体制の見直しも必要と考えられるため、今後は保健所の分庁舎なども含め、幅広く検討しつつ、保健所の体制強化に取り組んでまいります。

次に、コロナ禍における弁当の路上販売への区の対応についてご説明いたします。

最初に、路上などで弁当を販売している者に対する監視指導についてです。当区では、平成6年頃より路上における弁当の移動販売車やリヤカー等による弁当を販売する者に対する苦情相談が多く寄せられており、衛生的な食品の取扱いが行われているか、状況の把握と監視指導に努めているところです。弁当による健康被害が発生した場合は、弁当購入者への聞き取り調査や弁当の表示を確認して、販売者や製造者を特定し必要な指導を行っております。

次に、リヤカーなどで弁当を販売する行商行為に対する対応についてご説明いたします。

現在、弁当を販売するためには東京都食品製造業等取締条例に基づく食料品等販売業、これは自動車です。あるいは弁当人力販売業の許可が必要です。都内保健所で取得された許可で東京都内一円で営業を行うことができます。弁当の路上販売が問題となっているのは都心3区、千代田、中央、港に限られている状況です。当区では、戸別訪問販売を行う者を行商人と位置づけ、路上で弁当を陳列販売する者は露天商であるとの解釈で取締りを行い、弁当行商が弁当人力販売業の許可制度に移行された平成28年度以降についても、厳格な審査により、これまで1件の許可申請もない状況を維持しております。一方、中央区では、行商による路上弁当販売が激増し、それに伴う苦情対応等に追われたため、桜井議員ご指摘のとおり、平成22年より路上弁当販売監視員を配置し、違反者に対して必要な指導を行っていると考えております。

路上における弁当販売については、道路法や道路交通法上の問題でもあることから、必要に応じて区内警察署と合同で取締りを実施した結果、現在では自動車を用いて路上で弁当を販売する者はほぼなくなりました。しかし、他区で許可を取得した弁当人力販売業者がリヤカー等で弁当を路上販売している場所を2か所ほど、これは内幸町、麴町ですが、確認しております。衛生的な取扱いを行っているか、継続的に監視指導を行っていると考えております。

最後に、食品衛生法の改正に伴う弁当販売への影響について説明いたします。平成30年6月13日食品衛生法等の一部を改正する法律が公布され、食品衛生法の許可制度や衛生管理方法が大きく変更されました。これまでは食品衛生法の許可業種にないものについて、地域の実情に応じた独自の条例を制定することが可能でした。弁当の販売については、前述の東京都食品製造業取締条例により営業許可が必要とされていたところですが、許可制度を全国一律とするために、これまでの業種の多くが規制を要しないと判断され、届出制に移行されました。これに関連して、東京都食品製造業等取締条例も令和3年6月1日に廃止となります。つまり、令和3年6月1日より、弁当の販売は都条例による許可制度から食品衛生法に基づく届出制度に移行します。これにより弁当の販売は形態に関係なく食品表示法による表示を適正に行い、衛生的な販売方法であれば販売が可能となります。しかし、屋内と異なり、屋外における食品の販売は手指消毒や温度管理等、衛生上留意すべき点が多いため、保健所では引き続き弁当の販売者に対して衛生面における監視指導を継続してまいります。

○議長（小林たかや議員） 以上で一般質問を終わります。

これより日程に入ります。

日程第1から第3を一括して議題にします。

---

議案第52号 千代田区道の道路構造等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第53号 特別区道千第578号（多町大通り南）及び周辺路線電線類地中化事業の施行に伴う電線共同溝工事等委託協定の締結について

議案第54号 財産（建物）の取得について

（企画総務委員会審査付託）

○議長（小林たかや議員） 執行機関から提案理由の説明をお願いします。

〔副区長山口正紀君登壇〕

○副区長（山口正紀君） 議案第52号、千代田区道の道路構造等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

道路構造令の一部改正に伴い、自転車通行帯の定義、設置基準等を新たに定めるものでございます。

公布の日から施行をいたします。

次に、議案第53号、特別区道千第578号（多町大通り南）及び周辺路線電線類地中化事業の施行に伴う電線共同溝工事等委託協定の締結についてでございます。

特別区道千第578号（多町大通り南）ほか、周辺7路線における電線類地中化事業の施行に伴う電線共同溝工事等の施行を内容とする委託協定を締結するもので、協定金額は4億9,500万円、相手方は公益財団法人東京都道路整備保全公社となっております。

令和2年度一般会計環境まちづくり費及び令和3年度、令和4年度債務負担行為として予算のご議決を頂いているものでございます。

次に、議案第54号、財産（建物）の取得についてでございます。

老朽化し耐震性に問題のある旧区立外神田住宅の解体に向けて、当該住宅の1階及び2階の区分所有部分を取得するものでございます。取得対象となる区分所有部分は3件で、取得価格は1億5,933万1,000円となっております。

以上、3議案につきましてご説明申し上げました。ご審議の上、何とぞ原案どおりご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小林たかや議員） お諮りします。

ただいまの議案は、いずれも企画総務委員会に審査を付託したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林たかや議員） 異議なしと認め、決定します。

日程第4から第7を一括して議題にします。

---

議案第48号 千代田区役所出張所設置条例の一部を改正する条例

議案第49号 千代田区区民館条例の一部を改正する条例

議案第50号 千代田区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第55号 千代田万世会館の指定管理者の指定について

（地域文教委員会審査付託）

○議長（小林たかや議員） 執行機関から提案理由の説明をお願いします。

〔副区長山口正紀君登壇〕

○副区長（山口正紀君） 議案第48号、千代田区役所出張所設置条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

（仮称）外神田一丁目公共施設の整備に伴い、万世橋出張所の位置を変更するものでございます。

規則で定める日から施行をいたします。

次に、議案第49号、千代田区区民館条例の一部を改正する条例でございます。

（仮称）外神田一丁目公共施設の整備に伴い、万世橋区民館を新たに設置し、その名称、位置及び施設の使用料を定めるとともに、万世橋区民会館の廃止に伴い、千代田区区民会館条例を廃止するほか、規定を整備するものでございます。

規則で定める日から施行をいたします。

次に、議案第50号、千代田区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員の有資格者となるために修了が必要な研修の実施者として、中核市の長を新たに追加するほか、放課後児童支援員になるために必要な資格に関する規定を整備するものでございます。

公布の日から施行をいたします。

次に、議案第55号、千代田万世会館の指定管理者の指定についてでございます。

千代田万世会館の指定管理者の指定期間が満了することに伴い、令和3年4月から令和8年3月までを指定期間として、株式会社日比谷花壇を指定するものでございます。

以上、4議案につきましてご説明申し上げます。ご審議の上、何とぞ原案どおりご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小林たかや議員） お諮りします。

ただいまの議案は、いずれも地域文教委員会に審査を付託したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林たかや議員） 異議なしと認め、決定します。

日程第8を議題にします。

---

議案第51号 千代田区旅館業法施行条例の一部を改正する条例

（保健福祉委員会審査付託）



○議長（小林たかや議員） 執行機関から提案理由の説明をお願いします。

〔副区長山口正紀君登壇〕

○副区長（山口正紀君） 議案第51号、千代田区旅館業法施行条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

旅館業の施設に営業従事者を常駐させる規定を営業者の遵守事項から旅館業法に基づき条例で定める営業施設について講ずべき措置の基準に改めるとともに、宿泊者の安全を確保するなどのために必要な措置及び旅館業の業務の適正な運営を確保するために必要な手続を定めるほか、規定を整備するものでございます。

規則で定める日から施行をいたします。

以上、ご説明申し上げます。ご審議の上、何とぞ原案どおりご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小林たかや議員） お諮りします。

ただいまの議案は、保健福祉委員会に審査を付託したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林たかや議員） 異議なしと認め、決定します。

日程第9及び第10を一括して議題にします。



議案第47号 令和元年度千代田区各会計歳入歳出決算の認定について

議案第56号 令和2年度千代田区一般会計補正予算第4号

（予算・決算特別委員会審査付託）

○議長（小林たかや議員） 執行機関から提案理由の説明をお願いします。

〔副区長山口正紀君登壇〕

○副区長（山口正紀君） 議案第47号、令和元年度千代田区各会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

初めに、一般会計についてでございます。歳入決算額は593億1,140万388円で、予算現額に対する収入率は87.3%となっております。これに対し、歳出決算額は559億7,650万1,693円で、予算現額に対する執行率は82.4%でございます。したがって、歳入歳出差引額は33億3,489万8,695円となり、これから翌年度へ繰り越すべき財源11億1,816万4,000円を差し引いた実質収支額は22億1,673万4,695円でございます。

次に、国民健康保険事業会計についてでございます。歳入決算額は63億6,147万9,247円で、予算現額に対する収入率は115.2%となっております。これに対し歳出決算額は51億1,920万6,040円で、予算現額に対する執行率は92.7%でございます。したがって、歳入歳出差引額は12億4,227万3,207円となり、実質収支額も同額となっております。

次に、介護保険特別会計についてでございます。歳入決算額は41億793万1,442円で、予算現額に対する収入率は95.0%となっております。これに対し歳出決算額は38億6,583万5,989円で、予算現額に対する執行率は89.4%でございます。したがって、歳入歳出差引額は2億4,209万5,453円となり、実質収支額も同額となっております。

最後に、後期高齢者医療特別会計についてでございます。歳入決算額は17億5,442万1,541円で、予算現額に対する収入率は100.0%となっております。これに対し歳出決算額は16億7,035万4,482円で、予算現額に対する執行率は95.2%でございます。したがって、歳入歳出差引額は8,406万7,059円となり、実質収支額も同額となっております。

なお、各会計とも、令和元年度内に一時借入金の措置はございませんでした。

次に、議案第56号、令和2年度千代田区一般会計補正予算第4号でございます。

補正前の額828億7,777万2,000円に1億1,944万1,000円の予算額を追加させていただきます。内容は、介護施設等PCR検査、予防接種及び全庁LANの運営に要する経費の追加でございます。

この結果、補正後の一般会計予算額は829億9,721万3,000円となるものでございます。

以上、2議案につきましてご説明申し上げます。ご審議の上、何とぞ原案どおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○8番（うがい友義議員） ただいまの議案は、全議員で構成する予算・決算特別委員会を設置して、審査を付託することを提案します。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林たかや議員） うがい友義議員の動議に異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林たかや議員） 異議なしと認め、決定します。

お諮りします。

予算・決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条の規定により、全議員を指名したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林たかや議員） 異議なしと認め、決定します。

ただいま設置された予算・決算特別委員会の正副委員長互選のため、休憩します。

午後4時15分 休憩

午後4時24分 再開

○議長（小林たかや議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの休憩中に開催された予算・決算特別委員会で正副委員長が互選されましたので、報告します。

委員長、嶋崎秀彦議員、副委員長、はやお恭一議員、永田壮一議員、内田直之議員が選任されました。

報告を終わります。

日程第11を議題にします。



報告第18号 令和元年度千代田区財政健全化判断比率について

○議長（小林たかや議員） 執行機関から報告をお願いします。

〔副区長山口正紀君登壇〕

○副区長（山口正紀君） 報告第18号、令和元年度千代田区財政健全化判断比率についてご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、区における令和元年度決算に基づく財政健全化判断比率について、監査委員の意見をつけてご報告するものでございます。

実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率はいずれもマイナスであり、また実質公債費比率は0.0%となっており、健全な財政状況を示す数値となっております。

以上、ご報告いたしました。よろしくお願い申し上げます。

○議長（小林たかや議員） 以上で、本日の日程を全て終了しました。

次回の継続会は、10月15日午後1時から開会します。

ただいま出席の方には、文書による通知はしませんので、ご了承願います。  
散会します。

午後4時26分 散会